さいたま市告示一覧(冷和3年6月16日から同月30日まで

【財政局契約管理部契約課】

【建設局北部建設事務所建築指導課】

| 【目次】 | |
|----------------|--|
| 第1000号 | 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】 |
| 第1001号 | 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】 |
| 第1002号 | 開発行為に関する工事の完了 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1003号 | 動物の収容 |
| 第1004号 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 さいたま都市計画公園を変更しようとする件 |
| | 【都市局都市計画部都市公園課】 |
| 第1005号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局南部建設事務所建築指導課】 |
| 第1006号 | 動物の収容 |
| | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1007号 | 建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止 |
| | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第1008号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 |
| | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第1009号 | 放置自転車等の撤去及び保管 |
| | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
| 第1010号 | 市が実施する一般競争入札 |
| | 【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】 |
| 第1011号 | 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の位置の指定 |
| | 【建設局南部建設事務所建築指導課】 |
| 第1012号 | 市が実施する一般競争入札 |
| _ | 【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】 |
| 第1013号 | 農業振興地域整備計画の変更 |
| 年 1011日 | 【経済局農業政策部農業環境整備課】 |
| 第1014号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 【財政局南部市税事務所納税課】 |
| 第1015号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 |
| 知している | |
| 第1016号 | 市が実施する一般競争入札 |
| | |

第1017号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定

| 第1018号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | |
|-----------------------|-----------------------------|---|
| 第1019号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 3, 1 0 1 0 .) | | 【消防局警防部警防課】 |
| 第1020号 | 補正予算の公表 | 【財政局財政部財政課】 |
| 第1021号 | 開発行為に関する工事の完了 | |
| ## 4 0 0 0 B | | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1022号 | 市が実施する一般競争入札 | 【都市戦略本部デジタル改革推進部】 |
| 第1023号 | 開発行為に関する工事の完了 | |
| 第1024号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| y, 1 0 2 1 1 | 而少例从亚门内 7 0 百 % 2 五 7 2 2 2 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第1025号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1026号 | 開発行為に関する工事の完了 | |
| # 100 7 F | 1 4 0 4 1 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1027号 | 入札の中止 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1028号 | 動物の収容 | |
| 第1029号 | 建築基準法第42条第1項第5号の | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 規定による道路の位置の指定 |
| y, 1 0 2 0 1) | | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第1030号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1031号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都中周化即都中一四國自星事物// |
| ## | | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1032号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1033号 | 開発行為に関する工事の完了 | |
| 第1034号 | 市が実施する一般競争入札 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 7 , 1 0 0 1 1, | | 【スポーツ文化局文化部文化振興課】 |
| 第1035号 | 市が実施する一般競争入札 | 【都市戦略本部行財政改革推進部】 |
| 第1036号 | 開発行為に関する工事の完了 | |
| 年1007 日 | 科物の中央 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1037号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1038号 | 市が実施する一般競争入札 | |
| | | 【スポーツ文化局文化部文化振興課】 |

| 第1039号 | 放置自転車等の撤去及び保管 | ├画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
|---------------------|--|---------------------------------------|
| ## 1 O 1 O P | <u>-</u> | 「囲部日転車よりつくり推進床車両刈束事務別」 |
| 第1040号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1041号 | 市が実施する一般競争入札 | |
| | | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1042号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1043号 | 市が実施する一般競争入札 | |
| 第1044号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| | | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1045号 | 市が実施する一般競争入札 | • |
| _ | | 【市民局区政推進部】 |
| 第1046号 | 市が実施する一般競争入札 | 【教育委員会事務局学校教育部教育研究所】 |
| 第1047号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【秋日安貝公事物用于仅秋日即秋日明儿川】 |
| <i>3</i> 10 + 7 - 7 | ************************************** | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1048号 | 開発行為に関する工事の完了 | |
| | | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1049号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | |
| | | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第1050号 | 公共下水道の供用及び下水の処理の関 | |
| 第1051号 | 公共下水道の供用及び下水の処理の関 | 【建設局下水道部下水道総務課】 |
| 第1001号 | 公共下水道の採用及の下水の処理の原 | ^{現如} 【建設局下水道部下水道総務課】 |
| 第1052号 | 形質変更時要届出区域の指定 | |
| 2 | // | 【環境局環境共生部環境対策課】 |
| 第1053号 | 動物の収容 | |
| | | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1054号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円済 | 骨な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 |
| | 人等及び特定配偶者の自立の支援に関 | |
| <i>tt</i> : | | 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第1055号 | | 骨な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 の本来の見出 |
| | 人等及び特定配偶者の目立の文援に関 | 関する法律による医療機関の変更の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第1056号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円差 | 骨な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 |
| 3,1000, | | 関する法律による医療機関の廃止の届出 |
| | | 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第1057号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 | 骨な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 |
| | 人等及び特定配偶者の自立の支援に関 | 関する法律による介護機関の指定 |
| | | 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |

| 第1058号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 |
|--------|--|
| | 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第1059号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 |
| | 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第1060号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 |
| | 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第1061号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 |
| | 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の廃止の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第1062号 | さいたま市精神障害者保健福祉手帳申請用診断書料助成事業実施要綱の一部を改正 |
| | する告示 |
| _ | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第1063号 | さいたま市補装具自己負担額助成事業実施要綱の一部を改正する告示 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第1064号 | さいたま市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第1065号 | さいたま市障害児(者)生活サポート事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第1066号 | さいたま市障害児(者)生活サポート事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 |
| | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第1067号 | 都市公園の変更 |
| ** | 【都市局都市計画部都市公園課】 |
| 第1068号 | 入札の中止 【財政局契約管理部契約課】 |

さいたま市告示第1000号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年6月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称 城戸浩美 さいたま産後ケアステーション
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称 さいたま産後ケアステーション
 - (2) 所在地 (省略)
- 3 確認の年月日令和3年4月19日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類 認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則(平成24年内閣府令第44号)第28条の18第3項を満たしているか否かの別
 - ※法第7条第10項第5号に掲げる事業(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育) の場合に限る。

さいたま市告示第1001号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。 令和3年6月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

| | | | | | | <u>さいたま巾</u> |
|-----------------------|--------------------|---------|-----------|-----------|---------------------|--------------------------------------|
| 特定子ども・子育て 支援提供者の名称 | | | | 確認の辞退の年月日 | 子ども・子育て支援施設 等の種類 | 子ども・子育て支援法施行規則第 28条の18第3項を満たしているか |
| | 名称 | | 所在地※ | | | 否かの別(一日8時間以上、一年 200日以上開園) |
| 埼玉ヤクルト販売株 式会社 | 埼玉ヤクルト保育園 えくぼ保育ルーム | さいたま市桜区 | 上大久保258-1 | 令和3年4月30日 | 認可外保育施設 | _ |
| 石川 美鶴 | キッズライン花子 | (省略) | | 令和3年5月10日 | 認可外保育施設(居宅訪 問型) | _ |
| 梅本 理恵子 | 梅本 理恵子 | (省略) | | 令和3年5月25日 | 認可外保育施設(居宅訪 問型) | _ |
| 久保田 千尋 | 久保田 千尋 | (省略) | | 令和3年5月12日 | 認可外保育施設(居宅訪 問型) | _ |
| 富澤 陽子 | 富澤 陽子 | (省略) | | 令和3年3月1日 | 認可外保育施設(居宅訪問型) | _ |

さいたま市告示第1002号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区瀬ヶ崎四丁目317番3、317番6、319番1、320番1、320番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

(省略)

3 許可番号

令和2年7月14日

第 開 - S 2 0 2 0 0 2 5 号

4 検査済証番号

令和3年6月15日

第 完 - S 2 0 2 0 0 2 5 号

さいたま市告示第1003号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する 条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年6月22日までに返 還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年6月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徴 |
|-----------|----|--------|----|----|------|------------|-----------|-----|
| 6月 11日 | 猫 | 中央区円阿弥 | 雑種 | オス | キジトラ | 2~4 週 齢 | 無 | |
| 6月 12日 | 猫 | 西区プラザ | 雑種 | メス | 白 | 5~8歳 | 無 | |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

さいたま市告示第1004号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の 規定により、さいたま都市計画公園を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第 17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、本市 に意見書を提出することができる。

令和3年6月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さいたま都市計画公園
 - (2) 名称 5・5・11号さいたまセントラルパーク
- 2 都市計画を変更する土地の区域

さいたま市大宮区天沼町一丁目及び二丁目地内

3 都市計画の変更の案の縦覧場所

都市局都市計画部都市公園課、都市局北部都市・公園管理事務所管理課、都市局南部都市・公園 管理事務所管理課

4 縦覧期間

令和3年6月16日(水)から令和3年6月30日(水)まで ただし、土・日曜日・祝日は除く。

5 意見書提出期間

令和3年6月16日(水)から令和3年6月30日(水)まで ただし、土・日曜日・祝日は除く。

6 意見書の提出先

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市告示第1005号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年6月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都杉並区宮前一丁目15番13号
- (2) 氏名 株式会社ホーク・ワン 代表取締役 菊池 健太
- 2 位置指定道路の概要
 - (1) 道路の位置 さいたま市浦和区神明一丁目25番8
 - (2) 指定の年月日 令和3年6月17日
 - (3) 指定の番号 第南21-009号
 - (4) 道路の幅員 4.00m
 - (5) 道路の延長 17.97m

さいたま市告示第1006号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する 条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年6月22日までに返 還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年6月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

・ 次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特徵 |
|-----------|----|-------|----|----|----|------------|-----------|----|
| 6月 15日 | 犬 | 緑区中野田 | 雑種 | メス | 茶 | 5~8歳 | 無 | |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

さいたま市告示第1007号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則(平成13年規則第215号)第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区三橋六丁目 1500番3、1500番3地先、1503番1の一部
- (2) 廃止の年月日 令和3年6月16日
- (3) 道路の幅員 4.00m
- (4) 道路の延長 9.551 m

さいたま市告示第1008号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年6月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 春日部市大沼四丁目1番地
- (2) 氏名 株式会社 仁 代表取締役 志賀 貴生
- 2 位置指定道路の概要
 - (1) 道路の位置 さいたま市岩槻区西町四丁目5708番5
 - (2) 指定の年月日 令和3年6月16日
 - (3) 指定の番号 第北21-004号
 - (4) 道路の幅員 6.00m
 - (5) 道路の延長 55.43 m

さいたま市告示第1009号

さいたま市自転車等放置防止条例(平成13年さいたま市条例第205号)第10条第1項により 自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり 告示する。

令和3年6月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 6月11日

- 3 保管場所及び放置箇所
 - (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、 指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心 駅(東口)周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都 心駅(西口)周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 65台

- 6 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
 - (2) 電話 048(652)8812

新開自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|-------------|----|----|
| 2021/06/07 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警21-212816523 | F80601048 | | |
| 2021/06/07 | 南浦和駅西口 | 不明 | TK14A103652 | | |
| 2021/06/08 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警05-5088076 | B4J10570 | | |
| 2021/06/08 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警15-5548156 | Н5Н79575 | | |
| 2021/06/08 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警18-8014788 | B7X74657 | | |
| 2021/06/08 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警19-195162778 | T5CAG392 | | |
| 2021/06/10 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警14-4032315 | ME80018 | | |
| 2021/06/10 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警16-6123730 | ST01A06164 | | |
| 2021/06/10 | 武蔵浦和駅 | 不明 | K00206326 | | |
| 2021/06/10 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警16-6053614 | B5L47772 | | |
| 2021/06/10 | 西浦和駅 | 埼玉県警17-7122587 | C2BF3648 | | |
| 2021/06/11 | 東浦和駅 | 埼玉県警13-3437323 | A13AG59695 | | |
| 2021/06/11 | 東浦和駅 | 埼玉県警19-195063591 | F190779370 | | |
| 2021/06/11 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警21-212231835 | A20PK12802 | | |

2021/06/14 1/4 ページ

吉野原自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|-------|------------------|--------------|----|----|
| 2021/06/07 | 大宮駅東口 | 埼玉県警15-5498825 | ST0GA14986 | | |
| 2021/06/07 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-191934334 | STD000114 | | |
| 2021/06/07 | 大宮駅西口 | 不明 | F7C02311 | | |
| 2021/06/07 | 大宮駅西口 | 不明 | PH9NL00659 | | |
| 2021/06/07 | 北大宮駅 | 不明 | CT20169 | | |
| 2021/06/07 | 北大宮駅 | 不明 | E4J31844 | | |
| 2021/06/08 | 大宮駅東口 | 不明 | ST1044748 | | |
| 2021/06/08 | 大宮駅西口 | 埼玉県警15-5257322 | A15AB10665 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅東口 | 埼玉県警20-203901399 | SUG029458 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅東口 | 埼玉県警04-4226887 | G45F00886 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅東口 | 埼玉県警18-8423080 | F80602303 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅東口 | 埼玉県警17-7498092 | S7H220639 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅東口 | 埼玉県警19-193772196 | A19AF18361 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅西口 | 不明 | QS9LB2903 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅西口 | 埼玉県警17-7078213 | H7F38776 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-202458637 | SUC023853 | | |
| 2021/06/10 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-193943217 | Н9Н62126 | | |
| 2021/06/11 | 大宮駅東口 | 埼玉県警16-6335127 | B5L13180 | | |
| 2021/06/11 | 大宮駅東口 | 埼玉県警19-192787025 | SS1003358 | | |
| 2021/06/11 | 大宮駅西口 | 埼玉県警17-7241053 | WBD007L04840 | | |

2021/06/14 2/4 ページ

大戸自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2021/06/07 | 浦和駅東口 | 埼玉県警20-204991731 | GG9K14040 | | |
| 2021/06/07 | 浦和駅東口 | 兵庫県警H-090960 | S7G053459 | | |
| 2021/06/07 | 浦和駅西口 | 埼玉県警05-5199646 | B4J00299 | | |
| 2021/06/07 | 浦和駅西口 | 埼玉県警12-2570513 | U117?20836 | | |
| 2021/06/07 | 浦和駅西口 | 埼玉県警15-5267671 | H7E08863 | | |
| 2021/06/07 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警19-192283256 | STC013271 | | |
| 2021/06/07 | 与野駅東口 | 埼玉県警08-8370694 | AC08F03173 | | |
| 2021/06/07 | 中浦和駅 | 埼玉県警19-193853200 | F90702188 | | |
| 2021/06/07 | 北与野駅 | 埼玉県警04-4358548 | B3L16927 | | |
| 2021/06/07 | 南与野駅 | 埼玉県警17-7273869 | S7B038322 | | |
| 2021/06/08 | 浦和駅東口 | 月島A-04497 | C6AJ7638 | | |
| 2021/06/08 | 浦和駅西口 | 埼玉県警20-204837694 | K1FK19603 | | |
| 2021/06/08 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警06-6471905 | B6C29905 | | |
| 2021/06/08 | 与野駅西口 | 埼玉県警14-4424951 | A14AE35218 | | |
| 2021/06/08 | 北与野駅 | 不明 | B4F02948 | | |
| 2021/06/10 | 浦和駅東口 | 埼玉県警19-191269969 | B5L71713 | | |
| 2021/06/10 | 浦和駅西口 | 埼玉県警17-7324371 | F61225968 | | |
| 2021/06/10 | 浦和駅西口 | 埼玉県警13-3141802 | B1B22966 | | |
| 2021/06/10 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警20-205426019 | SUI004197 | | |
| 2021/06/11 | 浦和駅西口 | 埼玉県警05-5232851 | 5001240 | | |
| 2021/06/11 | 北浦和駅東口 | 埼玉県警16-6312256 | B4A52278 | | |
| 2021/06/11 | 北浦和駅東口 | 埼玉県警21-211025379 | V200708774 | | |
| 2021/06/11 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警18-8442385 | SSG370421 | | |

2021/06/14 3/4 ページ

岩槻自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|------|------------------|------------|----|----|
| 2021/06/07 | 岩槻駅 | 埼玉県警11-1595440 | KLA1144094 | | |
| 2021/06/07 | 岩槻駅 | 埼玉県警16-6044971 | A14AD07873 | | |
| 2021/06/07 | 岩槻駅 | 埼玉県警19-191891481 | STD310217 | | |
| 2021/06/07 | 岩槻駅 | 埼玉県警07-7095237 | B6G19616 | | |
| 2021/06/07 | 岩槻駅 | 埼玉県警08-8299070 | LHA14297 | | |
| 2021/06/10 | 岩槻駅 | 埼玉県警12-2357974 | T32EF101 | | |
| 2021/06/11 | 岩槻駅 | 埼玉県警21-211418915 | SVUL01928 | | |
| 2021/06/11 | 岩槻駅 | 埼玉県警20-201224039 | TBCCC341 | | |

合計: 65台

さいたま市告示第1010号

さいたま市立病院シリンジポンプ(TCI)賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基 づき公告する。

令和3年6月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市立病院シリンジポンプ(TCI)賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量·特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年8月1日から令和9年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)(以下「名簿」という。)に営業種目「医療機器レンタル等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止 要
 - 綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から
 - の暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て が

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て が

なされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の公告日において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す

る法律」(昭和35年法律第145号)に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

(7) 平成31年4月1日以降に、国又は地方公共団体と、当該機器と種類及び規模をほぼ同じくす

る賃貸借契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課 担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和3年6月25日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月30日(水)午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、機器1式を1ヶ月間賃貸借する金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月7日(水)午前9時15分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院別館2階会議室1

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

アー日時

令和3年7月7日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課 担当 調達係 電話 0 4 8 (8 7 3) 4 2 7 4 FAX 0 4 8 (8 7 3) 5 4 5 1

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま 市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(2) 詳細は、入札説明書によるものとする。

さいたま市告示第1011号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第4号の規定による道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和3年6月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 指定を受けた者
- (1) 事業名 さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業
- (2) 施行者 さいたま市
- 2 指定した道路の概要
 - (1) ①名称 区6-2号線
 - ②幅員 6 m
 - ③延長 34.265m
- 3 道路の指定場所
 - 次の表のとおり

| 土地の表示 | | | | | | | |
|-------|-------|------|--------|----|--|--|--|
| 区名 | 大字・町名 | 字・丁目 | 地番 | | | | |
| 緑区 | 中尾 | 不動谷 | 222番1 | 一部 | | | |
| 緑区 | 中尾 | 不動谷 | 222番3 | 一部 | | | |
| 緑区 | 中尾 | 不動谷 | 222番7 | 一部 | | | |
| 緑区 | 中尾 | 不動谷 | 222番9 | 一部 | | | |
| 緑区 | 中尾 | 不動谷 | 222番10 | 一部 | | | |
| 緑区 | 中尾 | 不動谷 | 224番1 | 一部 | | | |

さいたま市告示第1012号

さいたま市立病院発熱外来用仮設プレハブ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基 づき公告する。

令和3年6月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市立病院発熱外来用仮設プレハブ賃貸借

(2) 設置場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

(3) 数量·特質等

仕様書のとおり

(4) 賃貸借期間

賃貸借開始日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)に 営業種目「仮設建物リース等」に登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成28年4月1日以降に、官公庁における延床面積24㎡以上の同種業務の契約を締結し、 誠実に履行した実績(元請に限る。)を有している者であること。
- (5) 本賃貸借物件の設置工事期間中に、工事に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可業種(建設工事業)に係る技術者の資格を有する者を、同法第 26 条の規定に基づき施工現場に配置することができること。なお、専任で配置する技術者は、入札日以前に恒常的に 3 箇月以上の雇用関係にある者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地

さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課

担当 施設係 電話 048(873)4170

(2) 交付期間

告示の日から令和3年6月22日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付部数

1 部

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月23日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 単価(月額)で行う。入札金額は、賃貸料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年6月25日(金)午前10時00分

イ 入札場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院 別館2階第1会議室

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、 入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引か せ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

7 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年 さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

- 8 開札の日時及び場所
 - (1) 日時

令和3年6月25日(金)入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地

さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課

電話 048 (873) 4170 FAX 048 (873) 5451

- 12 契約手続等
 - (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。 なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

- 13 その他
 - (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
 - (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1013号

「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき、 農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第 13 条第 4 項で準用する同法第 12 条第 1 項の規定 に基づき公告するとともに、同条第 2 項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間 令和3年6月21日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先

担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課 直通 048-829-1377

さいたま市告示第1014号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年6月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 送達をする書類
 - 市県民税 督促状
 - · 固定資産税·都市計画税 督促状
 - 国民健康保険税 督促状
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

督促状

別紙のとおり (別紙省略)

- 3 その他
- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
 - (2) 電話 048 (829) 1732~1734

さいたま市告示第1015号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年6月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 送達をする書類
 - 差押調書(謄本)
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり(別紙省略)
- 3 その他
 - (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
 - (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048 (829) 1732~1734

さいたま市告示第1016号

さいたま市の発注する「緑のふるさとセンター中規模修繕(電気設備)工事」ほか9件の一般競争 入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1) 才に定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

(1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

| 型 約 |]整理番号 | 0 3 - 4 6 6 2 - 7 | | | | | | | | |
|------------|-------------------------|---|----------------------------------|------------------------|--|--------------|--|--|--|--|
| | . 方法 | 一般競争入札(電子) | | | | | | | | |
| |]形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事 | | | | | | | | | | |
| | ·名 ·場所 | 緑のふるさとセンター中規模修繕(電気設備)工事 さいたま市西区大字西新井124番地 | | | | | | | | |
| | | | <u></u> | | | | | | | |
| | f期間 - | 契約確定の日から令和4年2月25日まで | | n. /#b | b IIIb-= | | | | | |
| 概要 | 1 | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 村 式 誘導支援設備工事一式 自動火災報知 | | | | | | | | |
| 予定 | 至価格 (税込) | 20,416,000円 | | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加 |]申請受付期間 | 令和3年6月29日(火)午前9時から 令和3年7月 1日(木)午後5時まで | | | | | | | | |
| 入村 | | 令和3年7月2日(金)午前9時から | | | | | | | | |
| / (10 | | 令和3年7月5日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | さいたすす | h役所 7 | 入札索 | | | | | |
| 1511 J C | | 令和3年7月6日(火)午後2時00分 | _ 1 / 2 & 11 | 1 1 1 1 1 | VIU I | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 | | | | | | | | |
| 参 | 1 存 5 取 未 准 寸 | 本公告日において、令和3・4年度のさい | へた 走 古辛 | 会名. 7. 七 乡 | E tin 次 按 耂 夕 | 強 (いて | | | | |
| 加资 | | | | | | | | | | |
| 資 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す |) 業性及し | か寺椒 ご | 記載 されに名 | じめるこ | | | | |
| | | <u>ک</u> . | | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日り | | | | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」 | の「評別 | 『点合計』 | が 6 5 点を | :下回って | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日(月)午前9時から | | | | | | | | |
| 書 | | 令和3年6月28日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月1日(木) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 促訂 | | | 前全払 | 右 | 1 4 4 7 | 右 | | | | |
| 保証 | 質問回告期日 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | | | | |
| | E金及び支払方法 | 入 札 保 免除 契 約 保 要 証金 証金 | | | | | | | | |
| 保証その | E金及び支払方法 | 入札保免除契約保要証金証金・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和 | | | | | | | | |
| | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 証金 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 | 和のうち、 | 兼務を記 | 忍める対象エ | 事に該当 | | | | |
| | E金及び支払方法 | 入札保免除契約保要証金証金・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和 | 和のうち、 | 兼務を記 | 忍める対象エ | 事に該当 | | | | |
| | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 証金 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 | 中のうち、 | 兼務を調 | 忍める対象コ | 事に該当 | | | | |
| | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 証金 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 ・「緑のふるさとセンター中規模修繕(数 | 和のうち、 建築) 工事 は中止する | 兼務を記 事」の落材 3場合がる | | 事に該当 | | | | |
| その | 他 | 入札保 免除 契約保 要証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 ・「緑のふるさとセンター中規模修繕(数ときは、本件入札に関する開札を延期又はいる。 ・「緑のふるさとセンター中規模修繕(様ないときは、開札後であっても本件入札をないときは、開札後であっても本件入札を | 和のうち、 建築)工事 ま中止する 機械設備) | 兼務を記 あまる | | 事に該当 | | | | |
| その | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 ・「緑のふるさとセンター中規模修繕(をきは、本件入札に関する開札を延期又はいときは、開札後であっても本件入札をさいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | 和のうち、 建築)工事 ま中止する 機械設備) | 兼務を記 あまる | | 事に該当 | | | | |
| その | 他 | 入札保 免除 契約保 要 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 ・「緑のふるさとセンター中規模修繕(疑ときは、本件入札に関する開札を延期又はいときは、開札後であっても本件入札をさいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市建設局建築部設備課 | 和のうち、 建築)工事 ま中止する 機械設備) | 兼務を記 あまる | | 事に該当 | | | | |
| その | 他 | 入札保 免除 契約保 要 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 ・「緑のふるさとセンター中規模修繕(をきは、本件入札に関する開札を延期又はいます。 | 和のうち、 建築)工事 ま中止する 機械設備) | 兼務を記 あまる | | 事に該当 | | | | |
| 工事 | 他 | 入札保 免除 契約保 要 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 ・「緑のふるさとセンター中規模修繕(疑ときは、本件入札に関する開札を延期又はいときは、開札後であっても本件入札をさいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市建設局建築部設備課 | 和のうち、 建築)工事 ま中止する 機械設備) | 兼務を記 あまる | | 事に該当 | | | | |
| 工事 | E金及び支払方法 か他 手担当課 | 入札保 免除 契約保 要 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和する。 ・「緑のふるさとセンター中規模修繕(をきは、本件入札に関する開札を延期又はいます。 | 和のうち、 建築)工事 ま中止する 機械設備) | 兼務を記 あまる | | 事に該当 | | | | |

| 刧幼 | 整理番号 | 03-4662-6 | | | | | | |
|------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 一般競争入札(電子) | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 工事 | | 単位正来 緑のふるさとセンター中規模修繕(機械設備)工事 | | | | | | |
| | · · ·場所 | さいたま市西区大字西新井124番地 | | | | | | |
| | ·場別 ·期間 | 契約確定の日から令和4年2月25日まで | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 概要 | | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式 厨房機器設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | |
| 予定 | (価格 (税込) | 44,044,000円 | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年6月29日(火)午前9時から 令和3年7月 1日(木)午後5時まで | | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月2日(金)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日(火)午後2時10分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | | | | | | | |
| 設計 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月21日 (月) から | | | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年6月28日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月1日 (木) | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 | | | | | | |
| その | 他 | 「緑のふるさとセンター中規模修繕(建築)工事」又は「緑のふるさとセンター | | | | | | |
| | | 中規模修繕(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関 | | | | | | |
| | | する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| ±刀 火⁄っ | 整理番号 | 0.2 - 1.6.5.5 - 7 | | | | | | | |
|---------|----------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 03-1655-7 一般競争入札(電子) | | | | | | | |
| | 方法 | 単体企業 | | | | | | | |
| | 形態 | | | | | | | | |
| 工事 | | 日進公園コミュニティセンター中規模修繕(電気設備)工事 | | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市北区日進町1丁目312番地2 | | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事ー式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 防犯・入退室管理 設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | |
| 予定 | 価格(税込) | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年6月29日(火)午前9時から 令和3年7月 1日(木)午後5時まで | | | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月2日(金)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで | | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日(火)午後3時30分 | | | | | | | |
| 4 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 | | | | | | | |
| 参加資格 | 7日刊业 秋水 王 竹 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日(月)午前9時から | | | | | | | |
| 椞 | 55 00 - 66 100 - | 令和3年6月28日(月)午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日 (木) | | | | | | | |
| 保訨 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 部分払 和 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | | | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | |
| | | ・「日進公園コミュニティセンター中規模修繕(建築)工事」の落札候補者が決 | | | | | | | |
| | | まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | |
| | | ・「日進公園コミュニティセンター中規模修繕(機械設備)工事」の落札候補者 | | | | | | | |
| | | が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 | | | | | | | |
| days 4: | In the starter | 電話 048-829-1839 | | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| 恝約 | 整理番号 | 0 3 - 1 6 5 5 - 8 | | | | | | | |
|------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 一般競争入札(電子) | | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事 | | 日進公園コミュニティセンター中規模修繕(機械設備)工事 | | | | | | | |
| - | 場所 | 古座公園コミューティピンテー | | | | | | | |
| | · 期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 概要 | | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤 去工事一式 | | | | | | | |
| | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年6月29日(火)午前9時から 令和3年7月 1日(木)午後5時まで | | | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月2日(金)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで | | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日(火)午後3時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | | | | | | | | |
| 設計 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年6月28日(月)午後5時まで | | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月1日 (木) | | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 | | | | | | | |
| その | 他 | 「日進公園コミュニティセンター中規模修繕(建築)工事」又は「日進公園コミ | | | | | | | |
| | | ュニティセンター中規模修繕(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないとき | | | | | | | |
| | the Mean | は、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | 電話 048-829-1839 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| 刧幼 | 整理番号 | 0.2 - 5.2 0.7 - 5.0 | | | | | | | | |
|--------|--------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 03-5207-50 | | | | | | | | |
| | 方法 | 一般競争入札(電子) | | | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事 | • | 尾間木小学校外1校ブロック塀改修工事 | | | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5外 | | | | | | | | |
| 履行 | | 契約確定の日から令和4年1月14日まで | | | | | | | | |
| 概要 | | 【小学校のブロック塀改修(撤去・新設)工事】 (尾間木小学校)延長約 264m (南浦和小学校)延長約69m 【小学校のシュート板撤去工事】 (尾間 | | | | | | | | |
| | | 木小学校)約 7.2m | | | | | | | | |
| 予定 | 価格(税込) | 29,843,000円 | | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年6月29日(火)午前9時から | | | | | | | | |
| | | 令和3年7月 1日(木)午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月2日(金)午前9時から | | | | | | | | |
| | | 令和3年7月5日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | | | |
| | | 令和3年7月6日(火)午後4時00分 | | | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 A級又はB級 | | | | | | | | |
| 加加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | | | |
| 格 | | ے | | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| 1 | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | | | |
| | 72 - 7 1/2 1 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | | | |
| | | 5. | | | | | | | | |
| 1 | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | | | |
| | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | | |
| 設 | 開始期日 | 电丁配加 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | | |
| 計図 | | 〒和3年6月21日 (月) 7.59 | | | | | | | | |
| 書 | 質問受付期間 | | | | | | | | | |
| 等 | | 令和3年6月28日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| /□ === | 質問回答期日 | 令和3年7月1日 (木) | | | | | | | | |
| 保祉 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | | | |
| | | 証金 証金 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | | | | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象 | | | | | | | | |
| | | 丁惠 <i>(</i> 呉注考発望古式)である | | | | | | | | |
| | | 工事(受注者希望方式)である。 | | | | | | | | |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | | | | | | |
| | | する。 | | | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| | | さいたま市建設局建築部営繕課 | | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1527 | | | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| | | Hu U T U U Z U I I U U | | | | | | | | |

| ±刀 火勺 | 救理采旦. | 0.2-5.20.7-5.1 | | | | | | | |
|---------|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 整理番号 | 03-5207-51 一般競争入札(電子) | | | | | | | |
| | 方法 | | | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事 | • | 日進小学校ブロック塀改修工事 | | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市北区日進町2丁目911番地 | | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和3年11月12日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 小学校のブロック塀改修工事 目隠しフェンス H=1.5m 約42.5m メッシュ フェンス H=1.5m外 約6.1m | | | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年6月29日(火)午前9時から | | | | | | | |
| > /*** | 1 813 50 14 7771114 | 令和3年7月 1日 (木) 午後5時まで | | | | | | | |
| 入村 | 書提出期間 | 令和3年7月2日(金)午前9時から | | | | | | | |
| / 1 0 | н <i>ж</i> ен/улгч | 令和3年7月5日(月)午後5時まで | | | | | | | |
| 盟利 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | | |
| NII-I L | W D D D M | 令和3年7月6日(火)午後4時10分 | | | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 建築工事業 A級又はB級 | | | | | | | |
| 参加 | 1 伊豆蚁木淫寸 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | | |
| 格 | | 「負俗有力得」という。」に、工品に小り未僅及い守城と登取された有とめること。 | | | | | | | |
| | 武士地区八 | - C。 - さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | | |
| | LL | 件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | | |
| | | <u>る。</u> | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日(月)午前9時から | | | | | | | |
| 書等 | | 令和3年6月28日(月)午後5時まで | | | | | | | |
| 4 | 質問回答期日 | 令和3年7月1日(木) | | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | | |
| | | 証金 | | | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象 | | | | | | | |
| | | 工事(受注者希望方式)である。 | | | | | | | |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | | | | | |
| | | ・ 本工事は、現場代理人の吊駐義務の核相のりら、兼務を認める対象工事に該当 する。 | | | | | | | |
| 十事 | 扣水細 | りる。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | |
| 上争 | 担当課 | | | | | | | | |
| | | さいたま市建設局建築部営繕課 | | | | | | | |
| ±n ^/ | T□ 1/1 ⇒□ | 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 癸約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | | |
| | | さいたま 市 財 政 局 契 約 官 理 部 契 利 課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| 刧幼 | 整理番号 | 02-4465-11 | | | | | | | | |
|----------|-----------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <u> </u> | 03-4465-11 一般競争入札(電子) | | | | | | | | |
| | .刀伝 形態 | 一板競爭八化 (电子) 単体企業 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 工事 | | スマイルロード整備工事(R3市道E-96号線) | | | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市浦和区常盤6丁目地内外 | | | | | | | | |
| | ·期間 · | 契約確定の日から令和3年10月29日まで | | | | | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 216.0m 幅員 7.9m~9.1m 舗装工 路面切削 1980㎡ 表層 1810㎡ 表層 174㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式 | | | | | | | | |
| 予定 | (価格(税込) | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月1日(木)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和3年7月6日(火)午前9時から 令和3年7月7日(水)午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月8日(木)午後2時40分 | | | | | | | | |
| 参加資 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | | | |
| 格 | 所在地区分 | と。 さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 | | | | | | | | |
| | · 加红地区为 |)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | | |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | | | | | | | | | |
| 設計 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | | |
| 図書等 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年6月30日(水)午後5時まで | | | | | | | | |
| ₹ | 質問回答期日 | 令和3年7月5日(月) | | | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 | | | | | | | | |
| その | 他 | 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市中央区下落合 5 丁目 7 番 1 0 号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 0 4 8 - 8 4 0 - 6 2 2 4 | | | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| 契約 | 整理番号 | 03-5553-2 | | | | | | | | |
|-------------|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <u>- 走之田 </u> | 一般競争入札(電子) | | | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事 | | 常盤公民館大規模改修(建築)工事 | | | | | | | | |
| | · 場所 | 常盛公氏館入規模以修 (建築) 工事 さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号 | | | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年2月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | | 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 外 | | | | | | | | |
| | | 構改修工事 外 | | | | | | | | |
| | 価格 (税込) | 145,530,000円 | | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月6日(火)午前9時から 令和3年7月8日(木)午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月 9日(金)午前9時から | | | | | | | | |
| | | 令和3年7月12日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | | | |
| | | 令和3年7月13日(火)午後1時30分 | | | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級 | | | | | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | | | |
| 格 | | ٤. | | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | | |
| | /// 12.2 12.3 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| | 施丁宝績笺 | | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | | | |
| | | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | | |
| an. | 2に掲げるもの以外に提出を要する | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | | |
| 設卦 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 | | | | | | | | |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | | |
| 計 図 書 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から 令和3年6月21日(月)午前9時から | | | | | | | | |
| 計 図 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) | | | | | | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月21日(月)から令和3年6月21日(月)午前9時から令和3年7月5日(月)午後5時まで令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 知金 | | | | | | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月21日(月)から令和3年6月21日(月)午前9時から令和3年7月5日(月)午後5時まで令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 知金 | | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から 令和3年6月21日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月21日(月)から 令和3年7月5日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払 有部分払 有 後日発注予定の「常盤公民館大規模改修(電気設備)工事」又は「常盤公民館大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月21日(月)から令和3年6月21日(月)午前9時から令和3年7月5日(月)午後5時まで令和3年7月8日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 後日発注予定の「常盤公民館大規模改修(電気設備)工事」又は「常盤公民館大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| 計図書等保証その工事 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月21日(月)から令和3年6月21日(月)午前9時から令和3年7月5日(月)午後5時まで令和3年7月8日(木)入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | | |
| 計図書等保証その工事 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月21日(月)から令和3年6月21日(月)午前9時から令和3年7月5日(月)午後5時まで令和3年7月8日(木)入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | | |

| 刧幼 | 整理番号 | 03-5553-4 | | | | | | | | |
|-------|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 入札 | | 03-5553-4 一般競争入札(電子) | | | | | | | | |
| 参加 | | 単体企業 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 工事 | | 常盤公民館大規模改修(機械設備)工事 | | | | | | | | |
| 工事 | | さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号 | | | | | | | | |
| 履行 | | 契約確定の日から令和4年2月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式 | | | | | | | | |
| 予定 | 価格(税込) | 51,799,000円 | | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月6日(火)午前9時から 令和3年7月8日(木)午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月 9日(金)午前9時から | | | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | 令和3年7月12日(月)午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | | | |
| | | 令和3年7月13日(火)午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 | | | | | | | | |
| 加加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | | | |
| 格 | | ٤. | | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成 | | | | | | | | |
| | 72 = J (//) () | 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい | | | | | | | | |
| | | ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | - | | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | | | |
| | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | | |
| 設計 | 開始期日 | 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日(月)午前9時から | | | | | | | | |
| 書 | 貝미又口別间 | 「中間3年0月21日(月)日間3時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月8日 (木) | | | | | | | | |
| /□ =: | | | | | | | | | | |
| 休祉 | 金及び支払方法 | 人 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 | | | | | | | | |
| その | 他 | 「常盤公民館大規模改修(建築)工事」又は後日発注予定の「常盤公民館大規模 | | | | | | | | |
| | | 改修(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開 | | | | | | | | |
| | | 札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| | | さいたま市建設局建築部設備課 | | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| ノヘルコ | 1 INIV | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | |

| 却約 | 整理番号 | 0 3 - 2 3 8 2 - 8 | | | | | | | | |
|-----------|-------------------|---|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 03-2382-8 一般競争入札(電子) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事 | • | 片柳児童センター中規模修繕(建築)工事 | | | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市見沼区大字東新井710番地78 | | | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年3月4日まで | | | | | | | | |
| 概要 | | 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 内装木質化改作事 塗装改修工事 外構改修工事 外 | 修工 | | | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和3年7月6日(火)午前9時から | | | | | | | | |
| | | 令和3年7月8日(木)午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月 9日(金)午前9時から | | | | | | | | |
| , ,,, | E 1/C E 1/91 11 | 令和3年7月12日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | | | |
| [NI] -[L | | 令和3年7月13日(火)午後2時00分 | | | | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和元年 | 並 立 | | | | | | | |
| 参 | 石得笠製禾悝守 | は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平月 | | | | | | | | |
| 加容 | | 1年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当 | | | | | | | | |
| 資 格 | | | | | | | | | | |
| 111 | | 種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の | | | | | | | | |
| | | 以上の平均点が76点以上であること(該当者については、本工事の入札情報 | | | | | | | | |
| | | 開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施」 | 上者 | | | | | | | |
| | | について」を参照すること。)。 | | | | | | | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(リ | | | | | | | | |
| | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者である。 | るこ | | | | | | | |
| | | と。 | | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工業 | 事完 | | | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回・ | って | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | | | |
| ⊐n. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | | |
| 設計 | 開始期日 | 令和3年6月21日(月)から | | | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日(月)午前9時から | | | | | | | | |
| ·書 等 | 具间文门旁间 | 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月8日 (木) | | | | | | | | |
| /₽ ≇π | 頁向回台朔口 | | | | | | | | | |
| 木 | 金叉び又ね万伝 | | | | | | | | | |
| 7 0 | <i>l</i> ile | Production of the state of the | | | | | | | | |
| その他 | | 後日発注予定の「片柳児童センター中規模修繕(電気設備)工事」の落札候補者 | | | | | | | | |
| | | が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| | | さいたま市建設局建築部保全管理課 | | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1510 | | | | | | | | |
| 恝約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| ンマかり | 1→ → H/IV | といたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第1017号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年6月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市大宮区大成町二丁目274番地
- (2) 氏名 株式会社ヤマギシライフコーポレーション 代表取締役 山岸 俊和
- 2 位置指定道路の概要
 - (1) 道路の位置 さいたま市北区日進町二丁目1554番2
 - (2) 指定の年月日 令和3年6月18日
 - (3) 指定の番号 第北21-005号
 - (4) 道路の幅員 4.00m
 - (5) 道路の延長 8.24 m

さいたま市告示第1018号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年6月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達をする書類

督促状

- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり (別紙省略)
- 3 その他
 - (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
 - (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
 - (2) 電話 048 (646) 3043

さいたま市告示第1019号

消防局広報車1台の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年6月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名

令和3年度 消防局広報車賃貸借契約

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

(3) 車 両

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3年・4年度さいたま市競争入札参加資格の申請を行っていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない 者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 履行期間において、仕様書の内容を遵守し、確実に業務履行できること。
- 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対して入札説明書等を交付するものとする。 なお、交付方法は郵送又は電子メール送信を用いるので、交付を希望する者は受付期間内に次の 担当課へ電話連絡をすること。

さいたま市消防局警防部警防課 電話 048(833)7394

(1) 受付期間

公告の日から令和3年7月1日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

なお、最終発送日時は令和3年7月1日(木)午後5時とする。

(2) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」 という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日にお いて確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 提出方法

書留郵便(一般書留、簡易書留)による郵送とする。

(3) 受付期間

入札説明書等の交付を受けた日から令和3年7月2日(金)正午まで。 受付期間内に必着のこと。

(4) 送付先

 $\overline{7}$ 3 3 0 - 0 0 6 1

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局警防部警防課装備係 宛て

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送とする。

(2) 交付(発送)日

令和3年7月9日(金)

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1ヶ月当たりの額を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札参加者は、入札説明書に定める必要書類を令和3年7月15日(木)正午までに、上記4(4)の送付先まで書留郵便(一般書留、簡易書留)により郵送すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数(60ヶ月)を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第666号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、入札保証金を納付した場合は納付書を入札書に同封すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月16日(金)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局5階 警防本部室

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局警防部警防課

電話 048 (833) 7394

- 8 契約手続等
 - (1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数(60ヶ月)を乗じた額の100分の10以上を納付すること。 ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

- 9 その他
 - (1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。 http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html
 - (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1020号

令和3年さいたま市議会6月定例会において議決された次の補正予算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、別紙のとおり(別紙省略)公表する。

令和3年6月22日

- 1 令和3年度さいたま市一般会計補正予算(第3号)
- 2 令和3年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

さいたま市告示第1021号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月22日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市見沼区大字東宮下字相ノ谷552番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年1月4日 第開-N2020107号
- 4 検査済証番号 令和3年6月21日 第完-N2020107号

さいたま市告示第1022号

さいたま市マイナンバーカード申請パンフレット配布業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年6月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市マイナンバーカード申請パンフレット配布業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

マイナンバーカード申請パンフレット(巻三つ折り(仕上りA4判))の配布(市報さいたま9月号と同時配布)

(4) 履行期間

令和3年8月10日から令和3年9月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「運送・運行」の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 配布員によって、行政機関が発行する印刷物を特定の行政区域全域に全戸配布(1回当たり3 0万世帯以上)した実績(元請に限る。)を有する者であること。
- 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 担当 デジタル改革担当 電話 048(829)1048

イ さいたま市ホームページからダウンロード(入札説明書のみ)

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/index.html

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月13日 (火) まで (3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例 (平成13年さいたま市条例第2号) 第1条第1項に規定する休日 (以下「休日」という。

)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和3年7月14日(水)まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年7月14日(水)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル 改革推進部デジタル改革担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和3年7月16日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1部当たりの配布に要する額を記入することとし、当該金額(単価

)は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年7月27日(火)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営 戦略部分権・広域行政担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月28日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定配布部数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月28日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじ を引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048 (829) 1064 FAX 048 (829) 1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048 (829) 1048 FAX 048 (829) 1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、 さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1023号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月22日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字黒谷字中通1400番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号令和 2年12月16日第開-N2020099号
- 4 検査済証番号 令和 3年 6月21日 第完-N2020099号

さいたま市告示第1024号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年6月23日

- 1 送達をする書類
 - 差押調書 (謄本)
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり (別紙省略)
- 3 その他
- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048 (646) 3045

さいたま市告示第1025号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月23日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市西区大字中野林字袋415番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年3月2日 第開-N2020119号
- 4 検査済証番号 令和3年6月22日 第完-N2020119号

さいたま市告示第1026号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月23日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区領家六丁目186番1、186番3、186番4、186番5、186番6、 186番7、186番8、186番9、186番10、186番11、186番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区沼影一丁目12番1号 ポラスタウン開発株式会社 代表取締役 中内 晃次郎

3 許可番号

令和3年4月8日 第 変 - S 2 0 2 0 0 6 8 号

4 検査済証番号

令和3年6月22日

第 完 - S 2 0 2 0 0 6 8 号

さいたま市告示第1027号

令和3年5月31日さいたま市告示第907号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第14条第2項の規定により公示する。

令和3年6月23日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
 - (1) 契約整理番号 03-5207-35
 - (2) 工事名 大砂土東小学校プール改修(建築)工事
 - (3) 工事場所 さいたま市見沼区大和田町2丁目998番地
- 2 中止とした理由

「大砂土東小学校プール改修(機械設備)工事」が不調となったため。

さいたま市告示第1028号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年6月29日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年6月23日

さいたま市長 清 水 勇 人

次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徵 |
|-----------|----|-------|----|----|-----|-------------|-----------|------|
| 6月 17日 | 猫 | 北区本郷町 | 雑種 | メス | サバ白 | 2~3 ヶ月 齢 | 無 | 負傷動物 |
| 6月 18日 | 猫 | 南区南浦和 | 雑種 | オス | 白黒 | 0~7日齢 | 無 | 負傷動物 |
| 6月 18日 | 猫 | 南区南浦和 | 雑種 | オス | 白黒 | 0~7日齢 | 無 | 負傷動物 |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

さいたま市告示第1029号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年6月23日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市大宮区土手町一丁目295番地5
- (2) 氏名 都市計画株式会社 代表取締役 菅谷 好治
- 2 位置指定道路の概要
 - (1) 道路の位置 さいたま市西区大字指扇字鎮守3207番27、3191番42
 - (2) 指定の年月日 令和3年6月22日
 - (3) 指定の番号 第北21-006号
 - (4) 道路の幅員 5.00m
 - (5) 道路の延長 32.05 m

さいたま市告示第1030号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月24日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字釣上新田字中1307番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年1月19日 第開-N2020109号
- 4 検査済証番号 令和3年6月23日 第完-N2020109号

さいたま市告示第1031号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月24日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市緑区大字大間木字附島1754番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎
- 3 許可番号令和3年5月27日第 変 S 2 0 2 0 0 9 9 号
- 4 検査済証番号 令和3年6月23日 第 完 - S 2 0 2 0 0 9 9 号

さいたま市告示第1032号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年6月29日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年6月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

・ 次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徴 |
|-----------|----|--------|----|----|----|---------|-----------|--------------------|
| 6月 23日 | 犬 | 岩槻区慈恩寺 | 雑種 | メス | 茶 | 5~8歳 | 有 | 茶色ナイロン製胴輪 青色リード |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

さいたま市告示第1033号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月25日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市西区西大宮一丁目49番22、49番46
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和2年12月3日 第開-N2020103号
- 4 検査済証番号 令和3年6月24日 第完-N2020103号

さいたま市告示第1034号

市民会館おおみや新施設公共施設予約端末等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基 づき公告する。

令和3年6月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

市民会館おおみや新施設公共施設予約端末等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市大宮区大門町2-118番 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業複合施設内4階 市民会館おおみや

(3) 数量·特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等) (以下「名簿」という。)に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課 担当 文化施設係 電話 048(829)1227

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月9日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年7月16日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月30日(金)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除と

する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月30日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課電話 048(829)1227 FAX 048(829)1996

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま 市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1035号

さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方 自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき 公告する。

令和3年6月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「検査・測定・調査」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成28年度以降、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と同種業務を受託した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書、仕様書等(以下「入札説明書等」という。)を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部 担当 公民連携推進担当 電話 048(829)1106

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月12日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD - ROM

(4) 交付費用

無償

4 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものと する。

(1) 受付先

電子メールアドレス kaikaku@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

告示の日から令和3年7月6日(火)まで

(3) 質問に対する回答

電子メールで入札参加者全員に令和3年7月12日(月)までに随時回答する。なお、再質問については実施しない。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年7月12日(月)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部公民連携推進担当

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年7月15日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
 - (1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年7月27日(火)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月28日(水)午前10時30分

イー場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月28日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじ

を引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048 (829) 1064 FAX 048 (829) 1997

(9) 業務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

電話 048 (829) 1106 FAX 048 (829) 1997

- 9 契約手続等
 - (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

- 10 その他
 - (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
 - (2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

 $\underline{\texttt{https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html}}$

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1036号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸1347番1、1349番1の各一部(第一工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 さいたま市南区沼影一丁目13番1号 ポラスタウン開発株式会社 代表取締役 中内 晃次郎
- 3 許可番号 令和3年4月16日 第開-N2020147号
- 4 検査済証番号 令和3年6月24日 第完1N2O2O147号

さいたま市告示第1037号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年6月29日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年6月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

・ 次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徵 |
|-----------|----|-------|----|----|-----|------------|-----------|-----|
| 6月 24日 | 猫 | 北区日進町 | 雑種 | めす | キジ白 | 2~4 週齢 | 無 | |
| 6月 24日 | 猫 | 北区日進町 | 雑種 | めす | 黒 | 2~4 週齢 | 無 | |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

さいたま市告示第1038号

さいたま市「裏アートさいたま」巡回展示等実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年6月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市「裏アートさいたま」巡回展示等実施業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「イベント・催事」の受注希望業務「イベント/企画・運営」及び業務「製作等」の受注希望業務「製作/美術品」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 平成28年以降に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と、文化芸術に関するイベント実施業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。
- (7) 平成28年以降に国(独立行政法人を含む。)、地方公共団体又はそれらの外郭団体と、美術館又は博物館における美術印刷(展示物印刷、図録印刷、作品集印刷のいずれか)の請負契約実績を1件以上有し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課担当 文化政策係 電話 0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 2 5

FAX 048-829-1996

(1) 交付期間

告示の日から令和3年6月30日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前10時00分から午後5時00分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」 という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日におい て確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和3年6月30日(水) まで(休日を除く午前10時00分から午後5時00分まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年7月2日(金)午前10時00分から午後5時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

アー日時

令和3年7月8日(木)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所第2入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月8日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の 範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課

電話 048-829-1225 FAX 048-829-1996

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規 定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課及びホームページにおいて閲覧

できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1039号

さいたま市自転車等放置防止条例(平成13年さいたま市条例第205号)第10条第1項により 自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり 告示する。

令和3年6月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 6月18日

- 3 保管場所及び放置箇所
 - (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、 指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心 駅(東口)周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都 心駅(西口)周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 64台

- 6 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
 - (2) 電話 048(652)8812

新開自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2021/06/14 | 東浦和駅 | 埼玉県警09-9488698 | В9Н20067 | | |
| 2021/06/14 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警19-192474027 | SSH342718 | | |
| 2021/06/15 | 南浦和駅東口 | 野方C-98676 | GF5H66772 | | |
| 2021/06/15 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警19-190159795 | V181098479 | | |
| 2021/06/15 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警19-192707366 | B9059061 | | |
| 2021/06/15 | 武蔵浦和駅 | 不明 | GD08097341 | | |
| 2021/06/15 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警05-5581053 | B5J61405 | | |
| 2021/06/17 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警17-7122160 | A16AI19541 | | |
| 2021/06/17 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警15-5146177 | JH5A08472 | | |
| 2021/06/17 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警15-5540678 | F50705393 | | |
| 2021/06/17 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警06-6442202 | B6E76737 | | |
| 2021/06/17 | 武蔵浦和駅 | 不明 | SY00100618 | | |
| 2021/06/17 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警16-6256093 | VF5H01958 | | |
| 2021/06/18 | 南浦和駅東口 | 不明 | VF18H01058 | | |
| 2021/06/18 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警17-7018527 | A16AI42874 | | |
| 2021/06/18 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警20-203409397 | K8FK13016 | | |
| 2021/06/18 | 武蔵浦和駅 | 不明 | U46Y01944 | | |
| 2021/06/18 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警06-6233348 | H5B61697 | | |
| 2021/06/18 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警05-5323213 | A4F29853 | | |

2021/06/21 1/4 ページ

吉野原自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|--------------|----|----|
| 2021/06/14 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-190997405 | KAI0141385 | | |
| 2021/06/14 | 大宮駅西口 | 埼玉県警08-8516923 | B8E25523 | | |
| 2021/06/14 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-191786149 | STB026843 | | |
| 2021/06/14 | 宮原駅東口 | 埼玉県警01-1389308 | TF10000492 | | |
| 2021/06/14 | 東大宮駅西口 | 埼玉県警17-7377528 | T16F0515 | | |
| 2021/06/15 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-201495440 | STL015985 | | |
| 2021/06/15 | 土呂駅東口 | 埼玉県警15-5256342 | STNLA47551 | | |
| 2021/06/15 | 新都心駅東口 | 埼玉県警19-191696719 | STRJY31308 | | |
| 2021/06/17 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-211874627 | A20PL04882 | | |
| 2021/06/17 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-210066306 | STSKY11625 | | |
| 2021/06/17 | 大宮駅東口 | 埼玉県警20-203660863 | YJ90101155 | | |
| 2021/06/17 | 大宮駅東口 | 埼玉県警20-200193636 | SVTE01931 | | |
| 2021/06/17 | 大宮駅東口 | 広島県警B-011056 | JMH180504115 | | |
| 2021/06/17 | 大宮駅東口 | 不明 | STQGF00834 | | |
| 2021/06/17 | 東大宮駅西口 | 埼玉県警19-191244613 | V181212656 | | |
| 2021/06/17 | 東大宮駅西口 | 埼玉県警19-192747520 | A19AC14842 | | |
| 2021/06/17 | 東大宮駅西口 | 埼玉県警18-8434042 | A18AG24613 | | |
| 2021/06/17 | 七里駅 | 不明 | S1A34687 | | |
| 2021/06/17 | 加茂宮駅 | 埼玉県警15-5592050 | B5H83485 | | |
| 2021/06/17 | 加茂宮駅 | 不明 | 4T03970 | | |
| 2021/06/17 | 今羽駅 | 埼玉県警14-4000028 | 3Y06701 | | |
| 2021/06/18 | 大宮駅東口 | 埼玉県警19-190074080 | JJ18F00674 | | |
| 2021/06/18 | 大宮駅西口 | 埼玉県警16-6344960 | V160309251 | | |
| 2021/06/18 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-204666997 | G200302919 | | |
| 2021/06/18 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-203526610 | GG0G33983 | | |
| 2021/06/18 | 宮原駅東口 | 埼玉県警19-191939190 | A16AA70782 | | |

2021/06/21 2/4 ページ

大戸自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|-------------|----|----|
| 2021/06/14 | 浦和駅東口 | 埼玉県警19-191818946 | F181182301 | | |
| 2021/06/14 | 浦和駅東口 | 埼玉県警12-2611907 | S2G29969 | | |
| 2021/06/14 | 浦和駅西口 | 埼玉県警03-3261283 | GV3C12848 | | |
| 2021/06/14 | 浦和駅西口 | 埼玉県警03-3326603 | GV3021929 | | |
| 2021/06/14 | 北浦和駅東口 | 三重県警06-K-58098 | SSG013668 | | |
| 2021/06/14 | 南与野駅 | 埼玉県警21-212050768 | SUJ055494 | | |
| 2021/06/14 | 南与野駅 | 埼玉県警16-6458806 | STPEJ01647 | | |
| 2021/06/15 | 浦和駅東口 | 埼玉県警18-8414155 | GC8E01108 | | |
| 2021/06/15 | 新都心駅西口 | 埼玉県警14-4186896 | RA90062 | | |
| 2021/06/15 | 北与野駅 | 埼玉県警18-8003497 | 156004953 | | |
| 2021/06/15 | 北与野駅 | 埼玉県警14-4410559 | F140406808 | | |
| 2021/06/17 | 浦和駅東口 | 埼玉県警13-3110477 | 100011?0623 | | |
| 2021/06/17 | 浦和駅東口 | 千葉県警ィ-213184 | A17AD10929 | | |
| 2021/06/17 | 浦和駅西口 | 亀有J-02214 | A15AH27441 | | |
| 2021/06/17 | 北浦和駅東口 | 埼玉県警14-4286753 | MF2A000466 | | |
| 2021/06/17 | 与野駅西口 | 埼玉県警15-5546559 | VF15D02222 | | |
| 2021/06/17 | 北与野駅 | 埼玉県警17-7441268 | F170871119 | | |

2021/06/21 3/4 ページ

岩槻自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|------|------------------|-----------|----|----|
| 2021/06/15 | 岩槻駅 | 埼玉県警19-191013735 | F81201643 | | |
| 2021/06/17 | 岩槻駅 | 埼玉県警18-8207363 | SPL136348 | | |

合計: 64台

2021/06/21 4/4 ページ

さいたま市告示第1040号

さいたま市の発注する「常盤公民館大規模改修(電気設備)工事」ほか13件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月28日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成 績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1) 才に定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

(1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

| 契約 | 整理番号 | 03-5553-6 | | | | | | |
|---|-----------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | 方法 | 一般競争入札(電子) | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 工事 | | 常盤公民館大規模改修(電気設備)工事 | | | | | | |
| 工事場所 | | | | | | | | |
| | | さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号 | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年2月10日まで | | | | | | |
| 概要 | | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 発電設備工事一式 構内交換設備工事一式 誘導支援設備工事一式 映像・音響設備工事一式 拡声設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 | | | | | | |
| 予定 | 価格(税込) | 42,977,000円 | | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和3年7月6日(火)午前9時から | | | | | | |
| ≫. \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | .1. 11 × 11 × 111 | 令和3年7月8日 (木) 午後5時まで | | | | | | |
| 7 +1 | 書提出期間 | 令和3年7月 9日(金)午前9時から | | | | | | |
| ノヘイレ | 音矩山州间 | | | | | | | |
| HH TI | Ф. H = 7 7 7 10 p. p. | 令和3年7月12日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 開化 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| | I | 令和3年7月13日(火)午後1時40分 | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 | | | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | |
| 格 | | と。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | |
| | | - プエフナ・ | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から | | | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から | | | | | | |
| 等 | | 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月8日(木) | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入 札 保 免除 │ 契 約 保 要 │ 前金払 │ 有 │ 部分払 │ 有 | | | | | | |
| | | 証金 | | | | | | |
| その | 他 | ・「常盤公民館大規模改修(建築)工事」の落札候補者が決まらないときは、本 | | | | | | |
| | | - 件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | ・「常盤公民館大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まらないとき は、関扎後であっても本供入れな中止する | | | | | | |
| ナナ | ·+□ \/ | は、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | |
| 上事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| | | さいたま市建設局建築部設備課 | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1839 | | | | | | |
| | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| 契約 | 177 71 PAK | | | | | | | |
| 契約 | 13 3 14/4 | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | |

| 契約 | 整理番号 | 0 3 - 2 3 8 2 - 1 0 | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|--|--|--|--|--|
| | | 一般競争入札(電子) | | | | | | |
| | T 形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 工事 | | 片柳児童センター中規模修繕(電気設備)工事 | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市見沼区大字東新井710番地78 | | | | | | |
| | · <i>‰</i> /// f期間 | 契約確定の日から令和4年3月4日まで | | | | | | |
| 概要 | | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事 | £ — | | | | | |
| 194. 安 | | 式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工 一式 自動火災報知設備工事一式 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事 式 既存設備撤去工事一式 | 事 | | | | | |
| 予定 | 至価格(税込) | 事後公表 | | | | | | |
| 最低 | £制限価格 | 設定する | | | | | | |
| | 中請受付期間 | 令和3年7月6日(火)午前9時から | | | | | | |
| <i>-</i> | . 1 4112014777114 | 令和3年7月8日(木)午後5時まで | | | | | | |
| 入 村 | | 令和3年7月 9日(金)午前9時から | | | | | | |
| / • IL | - H 4/C H1//4104 | 令和3年7月12日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| MI J. | | 令和3年7月13日(火)午後2時10分 | | | | | | |
| 4 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 | | | | | | |
| 参加資格 | 石 伊 立 耿 本 (至 寸 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っいないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | って | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | | | | | | | |
| 設 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 設計[| 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から | | | | | | |
| 計図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 計図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | : * * | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | · | | | | | |
| 計図書等保るで工事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | |
| 計図書等保その工事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | : * * | | | | | |
| 計図書等保るで工事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | : ** | | | | | |

| 契約 | 整理番号 | 03-5207-63 | | | | | | |
|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 入札 | | 一般競争入札(電子) | | | | | | |
| 参加 | | 単体企業 | | | | | | |
| 工事 | | 与野本町小学校外構工事 | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市中央区本町東3丁目5番23号 | | | | | | |
| 上手 履行 | | 契約確定の日から令和3年12月8日まで | | | | | | |
| 概要 | | 外構工事 | | | | | | |
| | 価格(税込) | 41,195,000円 | | | | | | |
| | 制限価格 | 41, 193, 000円 設定する | | | | | | |
| | 申請受付期間 | 00年90 | | | | | | |
| 沙川 | 中间文刊别间 | 〒和3年7月0日 (久) 干削9時か6 令和3年7月8日 (木) 午後5時まで | | | | | | |
| 7 +1 | 書提出期間 | 令和3年7月9日(水) 干板3時まと | | | | | | |
| ノヘイム | 音) 近山 | 〒和3年7月 9日 (金) 〒前9時256 令和3年7月12日 (月) 午後5時まで | | | | | | |
| 111 十 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| 刑 个し | の物別及の日时 | 令和3年7月13日(火)午後2時40分 | | | | | | |
| . 1 | 名簿登載業種等 | 東州3年7月13日 (久) 千後2時40万 建築工事業 S級、A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で令和元 | | | | | | |
| 参 | 石 伊 | 建築工事業 3級、A級又はB級。たたし、B級にういては、ヨ談業権で取相允 年度又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は | | | | | | |
| 加 | | 平度スは市権2年度のさいにより優秀建設工事業有表彰を支責していること又は 平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた | | | | | | |
| 資格 | | 予成31年1月1日が5万福2年12月31日までの間に工事元成候重を支げた 当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」 | | | | | | |
| | | ヨ談条種の「工事元成便重船未及の工事成績計足船未通知音」の「計足点百訂」 の1件以上の平均点が75点以上であること(該当者については、本工事の入札 | | | | | | |
| | | 情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀 | | | | | | |
| | | 簡報な例とバノムに掲載する「1443年及建設工事の光程標準及の光程標準優秀 施工者について」を参照すること。)。 | | | | | | |
| | | 加工者について」を参照すること。)。 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | |
| | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | |
| | | 「賃給有名溥」という。)に、上記に小り業性及び寺校で登載された有であること。 | | | | | | |
| - | 所在地区分 | こ。 さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | |
| | 71111111111111111111111111111111111111 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | |
| | | 本公司において、賃借有有得に登載された中間事業所の所任地が上記に示す安 件を満たすこと。 | | | | | | |
| ł | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | |
| | 旭工大順寸 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | |
| H. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 設計 | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から | | | | | | |
| 書 | 貝间又口勿问 | 〒和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月8日 (木) | | | | | | |
| <u></u> | 金及び支払方法 | 入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| | 並及び入四方四 | 証金 証金 間並出 円 間が出 円 | | | | | | |
| その | ————————————————————————————————————— | | | | | | | |
| ردي | | 本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工 | | | | | | |
| | | 事(受注者希望方式)である。 | | | | | | |
| 丁事 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| ₹ | 1 H/L | といたま市建設局建築部営繕課 | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1527 | | | | | | |
| 恝約 | 担当課 | 10 040 029 1027 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| マボリ | 1= = M | さいたま市佣和区市盛り」日4番4万 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| | 整理番号 | 03-5207-61 | | | | | | | |
|---------------------|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | .方法 | 一般競争入札 (電子) | | | | | | | |
| | · <u>···································</u> | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事 | | 日進中学校外1校ブロック塀改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市北区櫛引町2丁目503番地1外 | | | | | | | |
| <u>工事物別</u> 履行期間 | | 契約確定の日から令和3年11月19日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 中学校のブロック塀改修工事 (日進中学校)メッシュフェンス H=1.0m 約 | | | | | | | |
| 队 安 | : | 153.9m (大宮東中学校) メッシュフェンス H=1.2m 約 12.1m 擁壁 約 5.8m | | | | | | | |
| 予定 | (価格(税込) | 19,822,000円 | | | | | | | |
| | 制限価格 | T 3 | | | | | | | |
| | | 令和3年7月6日(火)午前9時から | | | | | | | |
| 参加 | 中间文门旁间 | 令和3年7月8日 (火) 干削り時がら 令和3年7月8日 (木) 午後5時まで | | | | | | | |
| 7 +I | | 令和3年7月9日(水) 干後3時まと | | | | | | | |
| 八化 | .音促山朔间 | 令和3年7月 9日(金) 十前9時から 令和3年7月12日(月) 午後5時まで | | | | | | | |
| 月日 十 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | | |
| 刑 个L | 2の場別及い口时 | | | | | | | | |
| | 力体或卦类纸体 | 令和3年7月13日(火)午後2時50分 | | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 A級又はB級 | | | | | | | |
| 加 資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | | |
| 格格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | | |
| 114 | -r-1-11-1-1 | E de la latera de latera de la latera de latera de latera de la latera de la latera de la latera de latera de la latera de la latera de la latera de la latera de latera de la latera de la latera de la latera de la latera de | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | | |
| | I have the fet to be | 件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | | |
| | _ ` III . 33 ` | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | |
| | 外に提出を要する 書類 | | | | | | | | |
| | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | |
| 計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から | | | | | | | |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から | | | | | | | |
| 計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | | |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) | | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) | | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 契約保 要 前金払 有 の対数 有 正金 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象 工事(受注者希望方式)である。 | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 がたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象 工事(受注者希望方式)である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 する。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | |
| 計図書等 保証 その 工事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象 工事(受注者希望方式)である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 | | | | | | | |
| 計図書等 保証 その 工事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 5日(月)午後5時まで 令和3年7月8日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | | |

| ≢刀 % 与 | 整理番号 | 0 3 - 5 2 0 7 - 6 2 | | | | | | |
|---------------|------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | 登埕番5 <u> </u> | 03-3207-62 一般競争入札 (電子) | | | | | | |
| | 乃伝 形態 | 単体企業 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 工事 | | 高砂小学校外3校シュート板改修工事 | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市浦和区岸町4丁目1番29号外 | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和3年11月12日まで | | | | | | |
| 概要 | | 小学校のシュート板改修工事 【撤去シュート板】(高砂小学校)幅8.8m×高さ0.9m (谷田小学校)幅7.2m×高さ1.2m (本太小学校)幅7.2m×高さ1.0m (道祖土小学校)幅7.2m×高さ0.8m 【新設シュート板】(谷田小学校、本太小学校及び道祖土小学校)幅8.0m×高さ3.0m | | | | | | |
| | (税込) | 16,797,000円 | | | | | | |
| 最低 | :制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月6日(火)午前9時から 令和3年7月8日(木)午後5時まで | | | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和3年7月 9日(金)午前9時から | | | | | | |
| | | 令和3年7月12日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| | | 令和3年7月13日(火)午後3時00分 | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 A級又はB級 | | | | | | |
| 加資格 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ と。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | |
| 設計 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から | | | | | | |
| 書 | | 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月8日(木) | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| N IN HILL | | 正金 正金 | | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象 | | | | | | |
| | | 工事(受注者希望方式)である。 | | | | | | |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 | | | | | | |
| | | C. A. S. W. C. S. | | | | | | |
| 生刀 やム | - 扣 水 鈿 | 電話 048-829-1527 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| 突約 | 担当課 | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| 却約 |]整理番号 | 03-4384-5 | | | | | | |
|------|----------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | , | 一般競争入札 (電子) | | | | | | |
| | .刀伝]形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 工事 | | 芝川第5処理分区下水道工事(北再-R3-3011) | | | | | | |
| | ·名 · | と川第3処理方体下が追上事(北井一尺3-3011) さいたま市北区吉野町1丁目地内外 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで (************************************ | | | | | | |
| 概要 | ! | 管きょ工 管きょ布設替工 (φ250) 3.95m (φ300) 59.2m (φ400) 65.97m 取付管工 取付管布設替工 32 箇所 取付管撤去 16 箇所 マンホール工 組立 1 号マンホール設置工 2 基 蓋交換工 18 基 付帯工一式 | | | | | | |
| 予定 | (| 事後公表 | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和3年7月 8日 (木) 午前9時から 令和3年7月12日 (月) 午後5時まで | | | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和3年7月13日 (火) 午前9時から 令和3年7月14日 (水) 午後5時まで | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月15日(木)午後1時30分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | | | | | | | |
| 設計 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日 (月) から | | | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日 (月) 午前9時から 令和3年7月 7日 (水) 午後5時まで | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月12日(月) | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 | | | | | | |
| その | 他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 | | | | | | |
| | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255 | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

| 契約 | 整理番号 | 0 3 - 4 3 6 8 - 9 | | | | | | |
|--------|---------------------|--|---|-----------|----------------|--------------------|----------------|----------|
| | 方法 | 一般競争入札(電子 | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 工事 | | 馬込2号排水路改修 | 丁重 (小) | 可R3その | 1) | | | |
| | 場所 | さいたま市岩槻区大 | | | 1 / | | | |
| | · 期間 | 契約確定の日から令 | | | で で | | | |
| | | | | | | (1000)/00 | 00) 00 0 | (0100 |
| 概要 | | 延長 44.85m 土工- ×1600×1295) 2.6m | | | | | • | |
| | | 設置工 77.3m 仮設 | 工一式 | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月 8日 | (木) 午前 | 前9時から | | | | |
| | | 令和3年7月12日 | (月) 午往 | 後5時まで | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月13日 | (火) 午前 | 前9時から | | | | |
| | | 令和3年7月14日 | (水) 午往 | 後5時まで | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常 | 盤6丁目4 | 4番4号 | さいたます | | 札室 | |
| | | 令和3年7月15日 | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 | | | | | | |
| 加 | , , , , , , , , , , | 本公告目において、 | 令和 3 · 4 | 4年度のさ | いたま市館 | 竞争入札参 | 加資格者名 | 簿(以下 |
| 資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | |
| 格 | | と。 | | | | | | |
| | | っ こ。 おいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | | | | |
| | /// 12/2/20 | 区) に、本店を有し | | | \—- \ | | | ->(0) |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事 | について | 本公告日 | 以前3箇月 | まにおいて | 通知した | 「丁事完 |
| | 旭工入順中 | 成検査結果及び工事 | | | | | | |
| | | いないこと。なお、 | | | _ | _ | | |
| | | る。 | λλ11 μ1 , | | (16) 11 | A 200 / H = 17 | | ·+ C) |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | |
| | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 設 | 開始期日 | 令和3年6月28日 | (日) かば | | | | | |
| 計 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日 | | | | | | |
| 書 | 貝미又口別间 | 令和3年7月 7日 | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月12日 | | 女の时よく | | | | |
| /₽ ≇π | 貝向回各朔日 金及び支払方法 | 入札保 免除 | 契約保 | mi | 前金払 | <i>\</i> | ☆ヷ /\+/ | + |
| 木皿 | 金及び又ね万伝 | 証金 光陈 | | 要 | 削金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その | /uh | <u> </u> | 証金 | + 0 ロ フ ニ | プマ | <u> </u> ポシシクエ車 | (D 0) + | の対色を |
| ~ ()) | TL. | 件である。 | たま印地で | 个 乙 口 へ 丿 | ツノ <i>1</i> ツィ | / 趴11 工事 | (K Z)] | の対象系 |
| | | ・本工事は、現場代 | 押しの労用 | ナ 主 孜 の 經 | €n ø à t | 美 致な初 | みて社会工 | すいお业 |
| | | する。 | 生八 (7) 市園 | 工我伤り液 | がりりりり、 | ポ伤で心 | のの対象工 | .尹に改ヨ |
| T 事 | .+□ \/\ ≅⊞ | | #k₩ 1 ▼ 1 | □ 1 0 1 平 | Lih 1 | | | |
| 上爭 | 担当課 | さいたま市大宮区吉 | | | | | | |
| | | さいたま市建設局北 | 12 - 4 | | 1/用 課 | | | |
| ±n 4/ | . Lp 1/ ≥m | 電話 048-64 | | | | | | |
| 癸約 | 担当課 | さいたま市浦和区常 | | | | | | |
| | | さいたま市財政局契 | | | | | | |
| | | 電話 048-82 | 9 - 118 | 3 U | | | | |

| 却約 | 整理番号 | 03-4365-26 | | | |
|-------------------------|---------------|---|--|--|--|
| | 方法 | 一般競争入札(電子) | | | |
| | <u> </u> | 単体企業 | | | |
| 工事 | | 道路修繕工事(R3市道11901号線外) | | | |
| | | | | | |
| | 場所 | さいたま市見沼区卸町1丁目地内外 | | | |
| 履行 | | 契約確定の日から令和3年11月30日まで | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 435m 幅員 8.0m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ工(再生粗粒度 As-20、切削深さ 12 cm、t=7 cm) 3470 ㎡ 路面切削工(切削深さ 5 cm) 10 ㎡ 表層工(改質 II 型密粒度 As-20、t=5 cm) 3480 ㎡ 付帯工【夜間】一式 | | | |
| 予定 | 価格(税込) | 事後公表 | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月 8日(木)午前9時から | | | |
| | | 令和3年7月12日(月)午後5時まで | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月13日 (火) 午前9時から | | | |
| / • 1 a B 1/c ba //1 b) | | 令和3年7月14日(水)午後5時まで | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | |
| | | 令和3年7月15日(木)午後2時20分 | | | |
| 参加 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 A級 | | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | |
| 格 | | الله على الله الله الله الله الله الله الله ال | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | |
| | 77 12.62.73 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | |
| | | 5. | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | |
| | 外に提出を要する | | | | |
| | 書類 | | | | |
| -5H- | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | |
| 設計図書: | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から | | | |
| | X143X13771119 | 令和3年7月 7日 (水) 午後5時まで | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月12日(月) | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | |
| NK HILL | 业及0人四万四 | 証金 証金 正金 | | | |
| その他 | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | |
| 上 争 担 | | さいたより人名 | | | |
| | | 電話 048-646-3223 | | | |
| 初始中華 | | 电前 048-646-3223 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | |
| 契約担当課 | | さいたま巾佣和区吊盤の丁日4番4万 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | |

| 却幼 | 整理番号 | 0 3 - 4 3 5 6 - 3 9 |
|-------|---|--|
| | | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| | | |
| 工事 | • | 自転車通行環境整備工事(市道イワ110号線外1路線) |
| | 場所 | さいたま市岩槻区大字岩槻地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで |
| 概要 | | 延長 2408m 区画線設置 5073m 区画線消去 6691m 矢羽根 (溶剤型ペイント |
| | | カラー舗装工) 267 箇所 (溶融噴射式カラー塗装工) 77 箇所 樹脂系すべり止 |
| L | | め舗装工 462 ㎡ 仮設工一式 |
| | (価格 (税込) | 事後公表 |
| | :制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月 8日(木)午前9時から |
| | | 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 入札 | .書提出期間 | 令和3年7月13日 (火) 午前9時から |
| | | 令和3年7月14日(水)午後5時まで |
| 開札 | .の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和3年7月15日(木)午後2時30分 |
| 参加 | 名簿登載業種等 | 塗装工事業 |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資物 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。 |
| 格 | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設計図書 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 書等 | | 令和3年7月 7日(水)午後5時まで |
| ,, | 質問回答期日 | 令和3年7月12日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | ○ 八 札 保 │ 免除 ○ 契 約 保 │ 要 ○ 前金払 │ 有 ○ 部分払 │ 有 |
| | | 証金 証金 証金 日本 |
| その他 | | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件 |
| | | である。 |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 |
| | | 電話 048-646-3206 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | 電話 048-829-1180 |
| | | |

| 契約 | 整理番号 | 03-2382-7 |
|--------------|-------------------|---|
| | | - 00 2002 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - |
| 入札方法 参加形態 | | 単体企業 |
| 工事 | | 三橋児童センター中規模修繕(建築)工事 |
| | ·場所 | さいたま市大宮区三橋2丁目59番地 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年3月4日まで |
| 概要 | | 屋上防水・屋根改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部仕上改修工事 |
| 网头 | | 所改修工事(全面改修) 外構改修工事 外 |
| 予定 | 価格(税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から |
| <i>≫</i> /4H | 1 46 × 13 /93 [63 | 令和3年7月15日 (木) 午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月16日(金)午前9時から |
| , ., _ | 11 30 11 77 11 13 | 令和3年7月19日(月)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和3年7月20日(火)午後2時20分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 A級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以) |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | ٤. |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事学 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| | 66 00 12 14 1- | 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| /□ == | 質問回答期日 | 令和3年7月15日 (木) |
| 保祉 | 金及び支払方法 | 入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 7 0 | /ıla | |
| その他 | | 「三橋児童センター中規模修繕(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないと |
| | | - きは、開札後であっても本件入札を中止する。 |
| 工事担当課 | | |
| | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市建設局建築部保全管理課 |
| | | 電話 048-829-1510 |
| 却約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| ブベルソ | 1= = W | さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | |
| | | 電話 |

| 契約 | 整理番号 | 0 3 - 2 3 8 2 - 9 |
|-------------|-------------------------|--|
| | 方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 三橋児童センター中規模修繕(電気設備)工事 |
| | · ·場所 | 二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 |
| | | |
| | 期間 | 製約確定の日から令和4年3月4日まで 素に記げてする。 おしまだけてまる。 はませれる 最初ではます。 またまだった。 はません |
| 概要 | | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換 設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設 工事一式 監視カメラ設備工事一式 防犯・入退室管理設備工事一式 自動火物 報知設備工事一式 構内配電線路工事一式 空気調和設備工事一式 換気設備 事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給排水設備工事一式 給湯設備工事一式 排水設備工事一式 既存設備撤去工事一式 |
| 予定 | :価格(税込) | 事後公表 |
| 最低 | :制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から |
| | | 令和3年7月15日(木)午後5時まで |
| 入村 | | 令和3年7月16日(金)午前9時から |
| / 1/0 | . H 1/C PA / / 1 1 | 令和3年7月19日(月)午後5時まで |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| [NI] - [| | 令和3年7月20日(火)午後2時30分 |
| | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 |
| 参 | 石得笠製未俚守 | ■ N 工事未 A M 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以) |
| 加 資 | | |
| 格格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者である。 |
| ТН | | <u>ک</u> . |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事会 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| =n. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設 計 図 | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 書 | | 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月15日(木) |
| /₽ ≇π | 頁向回合朔口 金及び支払方法 | |
| 木 | 金及い又ね万伝 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 |
| その | /th | |
| ~ ()) | 711년 | 「三橋児童センター中規模修繕(建築)工事」の落札候補者が決まらないと |
| | | は、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 |
| | | |
| 上事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市建設局建築部設備課 |
| | | 電話 048-829-1839 |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | (a x a 2 a 1 a 1 a 1 a 1 a 1 a 1 a 1 a 1 a 1 |
| | | といたま市財政局契約管理部契約課 |

| 契約整理番号 |
|---|
| 参加形態 単体企業 工事名 慈恩寺第2分団車庫建替工事 ごいたま市岩槻区大字表慈恩寺1505番地2 授行期間 機行期間 契約確定の日から令和4年3月25日まで 概要 解体工事 延べ面積51.5 ㎡ S 造 地上2階建て 新築工事 延べ面積86.77 ㎡ S 造 地上2階建て 外構工事 予定価格(税込) 60,632,000円 最低制限価格 設定する 参加申請受付期間 令和3年7月13日(火)午前9時から令和3年7月15日(木)午後5時まで 入札書提出期間 令和3年7月16日(金)午前9時から令和3年7月19日(月)午後5時まで 参加3年7月19日(月)午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室令和3年7月20日(火)午後2時40分 参加第年7月20日(火)午後2時40分 建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以資格者名簿)という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であると。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す:件を満たすこと。本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す:件を満たすこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。ま類 設備業等の方法及び 電子配布 設備業等の方法及び 電子配布 |
| 工事名 慈恩寺第2分団車庫建替工事 さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1505番地2 限行期間 契約確定の日から合和4年3月25日まで 根要 解体工事 延べ面積51.5 m² S造 地上2階建て 新築工事 延べ面積86.77 m² S造 地上2階建て 外構工事 延 |
| さいたま市岩槻区大字表慈恩寺 1 5 0 5 番地 2 契約確定の日から令和 4 年 3 月 2 5 日まで 解体工事 延べ面積 51.5 ㎡ S造 地上 2 階建て 新築工事 延べ面積 86.77 ㎡ S造 地上 2 階建て 外構工事 |
| 腰行期間 |
| 概要 解体工事 延べ面積 51.5 m² S造 地上 2 階建て 新築工事 延べ面積 86.77 m² S造 地上 2 階建て 外構工事 予定価格 (税込) 60,632,000円 最低制限価格 設定する 参加申請受付期間 令和3年7月13日 (火)午前9時から 令和3年7月15日 (木)午後5時まで ○令和3年7月15日 (木)午後5時まで ○令和3年7月19日 (月)午後5時まで 同札の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日 (火)午後2時40分 参加資格 名簿登載業種等 建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であると。 亦在地区分 さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す! 件を満たすこと。 施工実績等 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事: 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの以 外に提出を要する書類 設 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| 一字定価格(税込) |
| 一字定価格(税込) |
| 予定価格(税込) 60,632,000円 最低制限価格 設定する 参加申請受付期間 令和3年7月13日(火)午前9時から 令和3年7月15日(木)午後5時まで 入札書提出期間 令和3年7月16日(金)午前9時から 令和3年7月19日(月)午後5時まで 調札の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所入札室 令和3年7月20日(火)午後2時40分 建築工事業 S級又はA級 参加資格 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であると。 所在地区分 さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す。件を満たすこと。 施工実績等 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事:成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っいないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 型では掲げるもの以外に提出を要する書類 設置等の方法及び 電子配布 |
| 最低制限価格 参加申請受付期間 |
| 参加申請受付期間 |
| 令和3年7月15日 (木) 午後5時まで |
| 入札書提出期間 |
| 京和3年7月19日(月)午後5時まで 開札の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日(火)午後2時40分 建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であると。 さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す 件を満たすこと。 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っいないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び 電子配布 |
| 開札の場所及び日時 |
| 会和3年7月20日(火)午後2時40分 建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以て資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であると。 所在地区分 さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す 件を満たすこと。 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事: 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っいないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 設覧等の方法及び 電子配布 |
| 全線工事業 S級又はA級 |
| 加資格 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以て資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であると。 |
| 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であると。 所在地区分 |
| 格 と。 所在地区分 さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す。 件を満たすこと。 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事: 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 設 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| 所在地区分 さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す。 仲を満たすこと。 施工実績等 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事: 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以 クトに提出を要する書類 設 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す。 作を満たすこと。 施工実績等 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っ いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす る。 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 設 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| (件を満たすこと。 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事: 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ついないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| 施工実績等 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事」 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っいないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以 |
| 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ついないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 設 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| る。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 設閲覧等の方法及び電子配布 |
| 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 設 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| 外に提出を要する 書類 設 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| 書類 設 閲覧等の方法及び 電子配布 |
| 設閲覧等の方法及び電子配布 |
| 以 |
| |
| 計 開始期日 令和3年6月28日(月)から 図 質問受付期間 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 書 |
| 笙 「 |
| 質問回答期日 令和3年7月15日 (木) 一根式 |
| 保証金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 証金 証金 証金 |
| その他 本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象 |
| 事(受注者希望方式)である。 |
| |
| 工事担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| さいたま市建設局建築部営繕課 |
| 電話 048-829-1527 |
| der // Le 21-200 |
| 契約担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 契約担当課さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課電話048-829-1180 |

| ±n 44 | . 本大工 立. 口 | |
|----------|--------------------|---|
| | 整理番号 | 0 3 - 4 3 8 4 - 3 |
| 入札方法 | | 一般競争入札 (電子) |
| 参加形態 | | 単体企業 |
| 工事 | • • | 芝川第8処理分区下水道工事(北再-R3-3003) |
| 工事 | 場所 | さいたま市北区植竹町2丁目地内外 |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで |
| 概要 | | 延長 650.8m 管きょ更生工 (既設管径 250~900mm) 650.8m 耐震継手工 (既設管径 250~900mm) 39 箇所 マンホール蓋交換工 20 箇所 付帯工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和3年7月13日 (火) 午前9時から |
| | | 令和3年7月15日 (木) 午後5時まで |
| 入村 | 書提出期間 | 令和3年7月16日(金)午前9時から |
| / 1 2 | E 1/C E 1/97 1-1 | 令和3年7月19日(月)午後5時まで |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 1713 1 0 | 1.1.7 M////X O F1 | 令和3年7月20日(火)午後2時50分 |
| | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級又はA級 |
| 参加 | 14 伊丛駅木1里寸 | エバエザ末 3級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格格 | | |
| | 三大地区八 | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 |
| | | (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管(函)渠更生工事を元請と |
| | | して完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合 |
| | | は、出資比率が20%以上のものに限る。)。 |
| | | (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を |
| | | 受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入している |
| | | こと。 |
| | | ここ。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工 |
| | | 事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を |
| | | 下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日 |
| | | を基準とする。 |
| | りた相ばてものい | |
| | 2に掲げるもの以 | |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | 最フェル |
| 設計図書 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 書等 | | 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月15日(木) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入 札 保 免除 |
| | | 証金 証金 |
| その他 | | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件 |
| | | である。 |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 |
| | | 電話 048-646-3255 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | 電話 048-829-1180 |
| | | |

| 初始 | 整理番号 | 0 3 - 4 3 8 4 - 4 |
|-------------|-----------------------------|---|
| | | 03-4364-4 一般競争入札(電子) |
| 入札方法 | | |
| 参加形態 工事名 | | 単体企業 |
| | • | 鴨川第16処理分区外下水道工事(北再-R3-3012) |
| | 場所 | さいたま市大宮区三橋1丁目地内外 |
| | ·期間 · | 契約確定の日から令和4年3月11日まで |
| 概要 | Į. | 管きょ工 管きょ布設替工 (φ200) 82.60m (φ250) 164.60m (φ300) 49.80m 取付管工 取付管布設替工 42 箇所 取付管撤去工 9 箇所 マンホール エ 組立 1 号人孔 7 基 マンホール蓋交換工 16 箇所 付帯工一式 |
| 予定 | (価格(税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から 令和3年7月15日(木)午後5時まで |
| 入札 | .書提出期間 | 令和3年7月16日(金)午前9時から 令和3年7月19日(月)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日 (火) 午後3時00分 |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日 (月) から |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月15日(木) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 |
| その他 | | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255 |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

さいたま市告示第1041号

さいたま市の発注する「さいたま鴻巣線バイパス道路改良工事(R3)」の総合評価方式一般競争 入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月28日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成 績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。
- 2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施 については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」(以下「総合評価方式ガイドライン」と いう。)及び「総合評価方式に係る入札説明書」(以下「入札説明書」という。)による。

(1) 方式

簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - (2) (1)の参加申請を行った者は、工事ごとに別に定める資格確認書類受付期間に、次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者に係る雇用関係を証明できる書類(専任で配置する技術者にあっては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (3) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- (4) 入札参加資格確認の結果は、工事ごとに別に定める日にシステムにおいて通知する。入札参加資格がない旨の確認通知にはその理由を示す。
- (5) 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札参加資格の有無の再確認を契約課に求めることができる。再確認の期間は工事ごとに別に定める。
- 4 技術資料等の提出及び審査
 - (1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに定める入札説明書に基づき技術提案書又は技術資料(以下「技術資料等」という。)を作成し、契約課に提出すること。
 - (2) 技術資料等の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。
 - (3) 技術資料等の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行う。
- 5 落札者の決定
 - (1) 落札者は、4(3)により算出した技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した 評価値が最も高い者とする。
 - (2) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。
 - (3) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以

下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

- (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし、総合評価は行わない。
- (6) 低入札価格調査において、低価格入札者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申

立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者としない。

- 7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 8 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 9 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第 1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 技術資料等の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱(平成18年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル(入札参加者用)、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

| 契約 | 整理番号 | 0 3 - 4 4 5 9 - 5 |
|-------------|---|---|
| | .方法 | 一般競争入札(電子・簡易型総合評価方式) |
| | . <u></u> | 単体企業 |
| 工事 | | さいたま鴻巣線バイパス道路改良工事(R3) |
| | · ·場所 | さいたま市桜区中島3丁目地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで |
| 概要 | | 延長 340m 幅員 44m 道路土工一式 排水構造物工 277m 安全施設工 355m 撤 |
| | | 基式 340m 幅頁 44m 追路工工一式 排水構造物工 277m 发生施設工 355m 撤 去工一式 舗装工 3140 ㎡ |
| | (価格(税込) | 事後公表 |
| 調査 | 基準価格 | 設定する(失格基準有) |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月6日(火)午前9時から 令和3年7月8日(木)午後5時まで |
| 容 | 確認書類受付期間 | 令和3年7月 9日(金) |
| A 11 | | 令和3年7月12日(月) |
| | | 各日、午前9時から午後4時まで |
| 容 枚 | 確認結果通知期日 | 令和3年7月14日(水) |
| | の有無の再確認期間 | 令和3年7月14日 (水) から |
| ₹ 10 | (^), 日 222 (>) 上上市医市区 >911日 | 令和3年7月15日 (木) まで |
| | | 各日、午前9時から午後4時まで |
| 7 +1 | | 令和3年7月27日(火)午前9時から |
| 八 个L | 有证出规则 | つれ3年7月27日 (久) 午前9時から 令和3年7月28日 (水) 午後5時まで |
| 1日十1 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 刑 作L | 20%別及い口时 | |
| | 力燃业业兴乐桥 | 令和3年7月29日(木)午後1時30分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 111 | →~ | E. Distriction of the state of |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す事件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事気 |
| | 心上大順寸 | 本市発生のエイエ事に ラジ・く、本公日日の間 3 個月において、 通知した 「工事別」 成検査結果及び工事成績評定結果通知書 の「評定点合計 が 6 5 点を下回って |
| | | |
| | | |
| | のは相ばするのい | ් රිං |
| | 2に掲げるもの以 | |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | - ニュニム |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| 図 | | 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(さいた |
| 書等 | FC 11 - C 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | ま鴻巣線バイパス道路改良工事(R3)).pdf」ファイルを参照すること。 |
| • | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| | | 令和3年7月 5日(月)午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月 8日 (木) |
| 呆証 | :金及び支払方法 | ○ 八 札 保 │ 免除 ○ 契 約 保 │ 要 ○ 前金払 │ 有 ○ 部分払 │ 有 |
| | | 証金 |
| その | 他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件 |
| | | である。 |
| | Les Marie | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 |
| 工事 | 担当課 | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 |
| 工事 | 担当課 | |
| | 担当課 担当課 | さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 |
| | | さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212 |

さいたま市告示第1042号

さいたま市の発注する「大原中学校校庭改修工事」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり 公告する。

令和3年6月28日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成 績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1) 才に定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして
 -)かした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして 取扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア 大原中学校校庭改修工事 |
|------|--------------------------------------|
| | イ [2債]高台堀排水路改修工事(北河R3) |
| | ウ 田島大牧線2工区街路整備工事(R3) |
| | エ 馬込2号排水路改修工事(北河R3その2) |
| | 才 [2債] 準用河川黒谷川改修工事(北河R3) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ及びオの入札は無効とす |
| | వ . |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ及びオの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事工及びオの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事工の落札候補者が行った対象工事才の入札は無効とする。 |

| 契約 | 整理番号 | 0 3 - 5 2 0 7 - 5 3 |
|--------------|--|--|
| | 方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 大原中学校校庭改修工事 |
| | 場所 | スポーチ収収庭以下工事 さいたま市浦和区大原3丁目地内 |
| | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで |
| 概要 | | グラウンド・コート施設等撤去工 南北グラウンド・コート施設撤去一式 敷地造成工 南北グラウンド敷地造成一式 排水施設工 南北グラウンド排水施設一式 グラウンド・コート舗装工 北グラウンド舗装 (石灰スクリーニングス) 11000 ㎡ 南グラウンド舗装 (緑色スクリーニングス) 7630 ㎡ グラウンド・コート施設整備工 南北グラウンド・コート施設整備一式 付帯工一式 仮設工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から |
| | | 令和3年7月15日(木)午後5時まで |
| 入村 | 書提出期間 | 令和3年7月16日(金)午前9時から |
| , .,_ | 110000000 | 令和3年7月19日(月)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 1713 1 0 | 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1 | 令和3年7月20日(火)午後1時30分 |
| | 名簿登載業種等 | 十木工事業 S級 |
| 参加資格 | THE DAY OF THE | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 | |
| 設計 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 書 | 221.4221.42741.4 | 令和3年7月12日 (月) 午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月15日(木) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 |
| 工事 | 担当課 | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 |
| 却約 | 担当課 | 電話 048-840-6205 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| → N 1 | コニコ味 | さいたま市開和区市盛り 日 4 番 4 タ さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

| 契約 |]整理番号 | 03-4368-6 |
|--------------|---|---|
| 入札 | 方法 | 一般競争入札 (電子) |
| 参加 | 形態 | 単体企業 |
| 工事名 | | [2債]高台堀排水路改修工事(北河R3) |
| 工事 | 場所 | さいたま市岩槻区大字金重地内外 |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和4年5月31日まで |
| 概要 | | 延長 38.2m ボックスカルバート布設工 (□2500×2000) 26.7m U型水路布設コ |
| 1000 | • | (U2800×2200) 11.5m 付帯工一式 仮設工一式 |
| 予定 | (| 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から |
| | | 令和3年7月15日(木)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月16日(金)午前9時から |
| | | 令和3年7月19日(月)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和3年7月20日(火)午後1時40分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | ٤. |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事気 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事気 |
| | 施工実績等 | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 施工実績等 2 に掲げるもの以 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| 設計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 |
| 計 図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 計 図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象第 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年7月12日(月)午前9時から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要 前金払 有部分払 有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年7月12日(月)午前9時から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要 前金払 有部分払 有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木)入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 |
| 計図書等保証である。 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約 |
| 計図書等保証である。 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木)入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 |
| 計図書等保証である。 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払有 部分払 有証金 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 |
| 計図書等 保 そ 工 事 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保 そ 工 事 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年7月12日(月)午後5時まで令和3年7月15日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払有 部分払 有証金 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 |

| 入札 | 整理番号 | 03-4459-4 |
|---------------------|--|--|
| | | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 田島大牧線2工区街路整備工事(R3) |
| 工事場所 | | 古島人な様と工区国路監備工事(K3) さいたま市浦和区岸町7丁目地内外 |
| 上尹 履行 | | 契約確定の日から令和4年3月11日まで |
| | | |
| 概要 | | 延長 680m 幅員 25m 道路照明工 道路照明柱 39 基 大型標識工 大型標識柱 4 基 電線共同溝工 管路工 78m |
| | 価格 (税込) | 128,887,000円 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から 令和3年7月15日(木)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月16日(金)午前9時から |
| 1.1. 00 | ~ U = T = 2 | 令和3年7月19日(月)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | to the mile left till over total | 令和3年7月20日(火)午後1時50分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 1115 | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| - | 2に掲げるもの以 | |
| | 4に拘りるもの以 | _ |
| | | _ |
| | 外に提出を要する | |
| ⇒n. | 外に提出を要する 書類 | |
| 設計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から |
| 計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 節金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 |
| 計図書等保証その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 がかたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 止する場合がある。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 |
| 計図書等保証その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 |
| 計図書等保証その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 がかたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 止する場合がある。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 |
| 計図書等保証その工事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 止する場合がある。 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6211 |
| 計図書等保証その工事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで 令和3年7月15日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |

| 契約 |]整理番号 | 0 3 - 4 3 6 8 - 7 | | | | |
|----------------|---------------------------|--|--|--|--|--|
| | .方法 | 一般競争入札(電子) | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | |
| 工事 | | | | | | |
| | · :場所 | 馬込2号排水路改修工事(北河R3その2) さいたま市岩槻区大字馬込地内 | | | | |
| | | | | | | |
| | · 期間 · | 契約確定の日から令和4年3月11日まで | | | | |
| 概要 | ! | 延長 208. 3m 土工一式 U型水路布設工 (U1200×1500) 143. 3m (U1200× | | | | |
| | | 1400) 59.8m ボックスカルバート布設工(□1200×1100) 5.2m 舗装工 119 ㎡ | | | | |
| | | フェンス設置工 406m 仮設工一式 | | | | |
| | (税込) | 94,094,000円 | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から | | | | |
| | | 令和3年7月15日(木)午後5時まで | | | | |
| 入札 | 」書提出期間 | 令和3年7月16日(金)午前9時から | | | | |
| | | 令和3年7月19日(月)午後5時まで | | | | |
| 開札 | 」の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| | | 令和3年7月20日(火)午後2時00分 | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以7 | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 格 | | と。 | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事学 | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | | る。 | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | - | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | |
| | 書類 | | | | | |
| ⊐ n. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | |
| 設計 | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日 (月) から 令和3年6月28日 (月) 午前9時から | | | | |
| 書 | 貝門又自別問 | 令和3年7月12日(月)午後5時まで | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月15日(木) | | | | |
| ∤ ₽. ≘元 | <u>負的固合効力</u> 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 小皿 | 並及UX知力伝 | 江金 正金 | | | | |
| | | | | | | |
| エ の | \ Ath | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象第 | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象第件である。 | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象第件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工具 | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工具 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は「 | | | | |
| | | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は上する場合がある。 | | | | |
| | ·担当課 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は 止する場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | |
| | | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 | | | | |
| 工事 | ·担当課 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3231 | | | | |
| 工事 | | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工具ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3231 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | |
| 工事 | ·担当課 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象条件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3231 | | | | |

| ≢刀 ∜∽ | 乾 珊 妥 口. | 0.2 4.26.9 9 |
|-------|---------------------|---|
| | 整理番号 | 03-4368-8 |
| | 方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | • | [2債] 準用河川黒谷川改修工事(北河R3) |
| 工事場所 | | さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎新田地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年5月31日まで |
| 概要 | | 延長 37.2m 掘削工 400 m 盛土工 471 m 法面整形工 283 m 多自然型護岸工 (かごマット) 943 m 構造物取壊し工一式 仮設工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から |
| | | 令和3年7月15日(木)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月16日(金)午前9時から |
| | | 令和3年7月19日(月)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和3年7月20日(火)午後2時10分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 1115 | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | - |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 書等 | | 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月15日(木) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 製約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| ртчиц | | 証金 証金 |
| その | 他 | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| (,) | | ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 |
| | | 上する場合がある。 |
| | | ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約 |
| | | 日以降に請求できる。 |
| 丁重 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| | 1 H/L | さいたま市外省区日放明 1 月 1 1 2 4 番地 1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 |
| | | 電話 048-646-3231 |
| 刧幼 | 担当課 | 電前 046-646-3231 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| チャソ | 15 3 味 | さいたま巾佣和区市盤の丁日4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | |
| | | 電話 048-829-1180 |

さいたま市告示第1043号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R3市道11018号線外)」ほか2件の一般 競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月28日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1) 才に定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして
 -)かした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして 取扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

| 対象工事 | ア スマイルロード整備工事 (R3市道11018号線外) |
|------|------------------------------------|
| | イ スマイルロード整備工事 (R3市道2704号線) |
| | ウ スマイルロード整備工事(R3市道イワ106号線) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| 契約 | 整理番号 | 0 3 - 4 3 6 5 - 2 3 |
|--------------|----------------------|--|
| | .方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | スマイルロード整備工事(R3市道11018号線外) |
| | | |
| | 場所 | さいたま市見沼区東大宮1丁目地内 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで |
| 概要 | Į. | 延長 264.2m 幅員 4.0m、6.0m 道路士工一式 排水構造物工 長尺U字溝 (300×300) 511m 横断暗渠 (300×240) 20m 集水桝 (□500×深 550) 18 基 舗装工 下層路盤 (RC-40) 171 ㎡ 上層路盤 (C-30、RM-40) 171 ㎡ 表層 (透水性 As (樹脂・消石灰入り)、t=5 cm) 1212 ㎡ (再生密粒度 As-13、t=5 cm) 57 ㎡ 撤去工一式 付帯工一式 |
| 予定 | (| 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和3年7月 8日(木)午前9時から |
| 参加 | 中间文门规则 | |
| → 4.1 | - | 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 八化 | 書提出期間 | 令和3年7月13日(火)午前9時から |
| BP 17 | о H зт 7 × 1 * 1 * 1 | 令和3年7月14日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | T | 令和3年7月15日(木)午後1時50分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 |
| 加資格 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は浦和区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| 50. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設計 | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| 書 | 東門又口別門 | 令和3年7月 7日 (水) 午後5時まで |
| 等 | | |
| /□ == | | 令和 3 年 7 月 1 2 日 (月) 入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 木趾 | 金及び支払方法 | |
| 7 ~ | . Isla | 証金 証金 |
| その |)他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 |
| | · Les Na am | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 |
| 工事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 |
| t. | | 電話 048-646-3223 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 24/1.3 | | さいたま市財政局契約管理部契約課 |

| 契約 | 整理番号 | 03-4365-27 |
|-----|----------------------------|---|
| 入札 | 方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | スマイルロード整備工事(R3市道2704号線) |
| 工事 | | さいたま市岩槻区大字本宿地内 |
| 履行 | | 契約確定の日から令和3年11月30日まで |
| 概要 | | 延長 229.8m 幅員 6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝工 (300型) 403m 車道用横断仕様 Z 付 (深 300) 50m 集水ます (□500、深 550) 1 箇所 舗装工 下層路盤 (RC-40、t=26 cm) 136 ㎡ 上層路盤 (C-30、t=14 cm) 136 ㎡ 不陸整正 (C-30、平均 t=3 cm) 1110 ㎡ 表層工 (透水性 As (樹脂・ |
| | | 消石灰入)、t=5 cm)1110 m² 付帯工一式 |
| 予定 | 価格(税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和3年7月 8日(木)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和3年7月13日 (火) 午前9時から 令和3年7月14日 (水) 午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月15日 (木) 午後2時00分 |
| 参加 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 沿資格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | |
| 設計 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 電子配布 令和3年6月28日 (月) から |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 7日(水)午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和3年7月12日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 |
| その他 | | ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 |
| 工事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 |

| | 整理番号 | 0 3 - 4 3 6 5 - 2 8 | | | | |
|--------------------------|---|--|---|--|--|--|
| 入札方法 | | 一般競争入札 (電子) | | | | |
| 参加 | 形態 | 単体企業 | | | | |
| 工事名 | | スマイルロード整備工事 (R3市道イワ106号線) | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市岩槻区古ヶ場1丁目地内外 | | | | |
| | ·期間 | 契約確定の日から令和3年12月28日まで | | | | |
| 概要 | | | ま車道 | | | |
| 194 Y | | 境界ブロック(乗入部、切下平)12m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ再生粗粒度 As-20、平均切削深さ 12 cm、t=7 cm)2240 ㎡ 路面切削工(型削深さ 5 cm)10 ㎡ 表層工(改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5 cm) 2250 ㎡ を【夜間】一式 | / 工 (平均切 | | | |
| 予定 | (価格(税込) | 事後公表 | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和3年7月 8日(木)午前9時から | | | | |
| <i>></i> / V F | . 1 413 22 13 793 11 13 | 令和3年7月12日(月)午後5時まで | | | | |
| 入村 | | 令和3年7月13日(火)午前9時から | | | | |
| - 1 - | | 令和3年7月14日 (水) 午後5時まで | | | | |
| 開세 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| , | | 令和3年7月15日(木)午後2時10分 | | | | |
| 4 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 | | | | |
| 参加 | 11. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿 | (D) F | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者で | | | | |
| 格 | | と。 | w) | | | |
| | 所在地区分 | こ。 さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は南区に、本 | 広を右 | | | |
| | | していること。 | /II 'C 'H | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に | テナ画 | | | |
| | | | 小り女 | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 佐丁宝恁 堃 | | 工事 | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下 | 回って | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準 | 回って | | | |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下 | 回って | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準 | 回って | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準 | 回って | | | |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 | 回って | | | |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 - 電子配布 | 回って | | | |
| 設計回 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から | 回って | | | |
| 計 図 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から | 回って | | | |
| 計図書 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 7日(水)午後5時まで | 回って | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月7日(水)午後5時まで 令和3年7月12日(月) | 回ってとす | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月7日(水)午後5時まで 令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | 回ってとす | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月 7日(水)午後5時まで 令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | 回ってとす | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月7日(水)午後5時まで 令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 イ 証金 | 回ってとす | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月7日(水)午後5時まで 令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 イ 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 | 回とす | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 す 記金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対 | 回とするでは、一直には、ままりでは、ままりでは、ままりでは、ままりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月7日(水)午後5時まで 令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期 | 回とすてである。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 が金金 型金 単立 第一年工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期止する場合がある。 | 回とすてである。 | | | |
| 計図書等保証の | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布 令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から 令和3年7月7日(水)午後5時まで 令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期 | 回とすてである。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 イ 部金 | 回とするでは、一直には、ままりでは、ままりでは、ままりでは、ままりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布令和3年6月28日(月)から 令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 を正金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期止する場合がある。 | 回とする。 | | | |
| 計図書等 保 そ 工 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年6月28日(月)午前9時から令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月12日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 イ 部金 | 回とするでは、一直には、ままりでは、ままりでは、ままりでは、ままりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | | | |
| 計図書等 保 そ 工 | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準る。 電子配布令和3年6月28日(月)から令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月7日(水)午後5時まで令和3年7月12日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期止する場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課電話 048-646-3223 | 回とする。 | | | |

さいたま市告示第1044号

さいたま市の発注する「さいたま市立馬宮中学校外2校便所改修工事実施設計業務」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月28日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
 - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団 排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - カ 管理技術者及び照査技術者(照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。
 -)を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
 - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- 2 入札参加資格の確認
 - (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
 - (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
 - (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
 - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
 - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
 - (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

| 契約 |]整理番号 | 03-5207-59 | | | |
|--------|-------------------|---|--|--|--|
| | | 一般競争入札(電子) | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | |
| 業務 | | さいたま市立馬宮中学校外2校便所改修工事実施設計業務 | | | |
| | ·場所 | さいたま市西区大字二ツ宮589番地1外 | | | |
| | ·朔間 | 契約確定の日から令和4年1月14日まで | | | |
| 概要 | | (馬宮中学校)校舎1、3-1棟 改修延べ面積246.30 m RC造 地上3階 | | | |
| ొ | | 健て 外部・内部スロープ新設 みんなのトイレ新設 (宮前中学校)校舎1- | | | |
| | | 1、16棟 改修延べ面積 231.63 m RC造 地上4 階建て 外部・内部スロ | | | |
| | | 一プ新設 みんなのトイレ新設 (土屋中学校)校舎1棟 改修延べ面積 | | | |
| | | 259.29 m R C 造 地上 3 階建て 外部・内部スロープ新設 みんなのトイレ | | | |
| | | 新設 建築設計 (実施設計) 設備設計 (実施設計) | | | |
| 予定 | 至価格(税込) | 14,127,300円 | | | |
| | 制限価格 | Tight Ti | | | |
| | · 同版価格]申請受付期間 | 00年9日 10日 1 | | | |
| 少川 | 中间文门旁间 | 〒和3年7月8日 (大) 〒前3時から 令和3年7月8日 (木) 午後5時まで | | | |
| 7 +1 | | 〒和3年7月0日(水) 干後3時まと 令和3年7月 9日(金) 午前9時から | | | |
| ノヘイレ | - 音促山州间 | 〒和3年7月 9日 (金) 〒前9時から 令和3年7月12日 (月) 午後5時まで | | | |
| 即北 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | |
| 州作 | JV/物別及U、II 时 | 令和3年7月13日(火)午後2時20分 | | | |
| | 名簿登載業務 | 東州3年7月13日 (久) 千後2時20万 建築関連コンサルタント/学校施設 | | | |
| 参 | 石傳笠製未伤 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | |
| 加 資 | | | | | |
| 格 | 武士地区八 | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を | | | |
| | 文〉 43. ☆7 HH | 満たすこと。 - | | | |
| | 登録部門 | | | | |
| | 業務実績等 | | | | |
| | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | |
| | 書類 | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から | | | |
| 等 | | 令和3年7月 5日(月)午後5時まで | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月8日(木) | | | |
| 保証 | E金及び支払方法 | 入 札 保 免除 契 約 保 免除 前金払 有 | | | |
| | | 証金 | | | |
| その | 他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 | | | |
| | | 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて | | | |
| | | 提出すること。 | | | |
| 業務 | 注担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | |
| | | さいたま市建設局建築部営繕課 | | | |
| | | 電話 048-829-1527 | | | |
| 契約 |]担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| | | | | | |

| 契約 | 整理番号 | 03-5207-60 |
|---------------------|----------------------------|---|
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) |
| 参加形態 | | 単体企業 |
| 業務名 | | さいたま市立大谷口小学校外2校便所改修工事実施設計業務 |
| 業務場所 | | さいたま市南区大字広ヶ谷戸24番地外 |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和4年1月14日まで |
| 概要 | | (大谷口小学校)校舎2棟、12棟 改修延べ面積144.00㎡(2階職員便所を含む) RC造 地上4階建て みんなのトイレ新設 外部・内部スロープ新設(本太小学校)校舎1-3棟、33-2棟 改修延べ面積301.86㎡(2階職員便所を含む) RC造 地上3階建て みんなのトイレ新設 内部スロープ新設工事期間中の仮設便所設置検討 (向小学校)校舎1-1棟 改修延べ面積380.80㎡ RC造 地上4階建て みんなのトイレ新設 工事期間中の仮設便所設置検討 建築設計(実施設計) 設備設計(実施設計) |
| 予定価格 (税込) | | 13,922,700円 |
| 最低制限価格 | | 設定する |
| 参加申請受付期間 入札書提出期間 | | 令和3年7月6日(火)午前9時から |
| | | 令和3年7月8日(木)午後5時まで |
| | | 令和3年7月 9日(金)午前9時から |
| | | 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | 1 | 令和3年7月13日(火)午後2時30分 |
| 参 | 名簿登載業務 | 建築関連コンサルタント/学校施設 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。 |
| 伦 | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を 満たすこと。 |
| | | |
| | 業務実績等 | |
| | 未伤大限守 | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | |
| 設計図書等保証 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| | | 令和3年7月 5日(月)午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月8日(木) |
| | E金及び支払方法 | │ 入 札 保 │ 免除 │ 契 約 保 │ 免除 │ 前金払 │ 有 |
| | | 証金 |
| その |)他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 |
| | | 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて |
| | | 提出すること。 |
| 業務 | 5担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市建設局建築部営繕課 |
| | | 電話 048-829-1527 |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | 電話 048-829-1180 |

| ±π.44. | *************************************** | |
|---|---|--|
| 契約整理番号 | | 0 3 - 6 4 5 6 - 3 |
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) |
| 参加形態 | | 単体企業 |
| 業務名 | | さいたま市東楽園再整備事業基盤整備実施設計業務 |
| 業務場所 | | さいたま市見沼区大字膝子字中田984番外 |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和4年3月18日まで |
| 概要 | | 基盤整備実施設計一式 道路詳細設計 0.22km 関係機関打合せ協議 5 回 打合 せ協議 5 回 |
| 予定価格(税込) | | 25, 278, 000円 |
| 最低制限価格 | | 設定する |
| 参加申請受付期間 | | 令和3年7月 8日(木)午前9時から 令和3年7月12日(月)午後5時まで |
| 入札書提出期間 | | 令和3年7月13日 (火) 午前9時から |
| / •10 E 1/CE1/MIN | | 令和3年7月14日(水)午後5時まで |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和3年7月15日(木)午後2時40分 |
| 4 | 名簿登載業務 | 建設コンサルタント/都市計画及び地方計画 |
| 参加 | , | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。 |
| 格 | 所在地区分 | さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 |
| | /// = 2 = 20 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を |
| | | 満たすこと。 |
| 1 | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「都市計画及び地方計 |
| | | 画部門」の登録があること。 |
| | 業務実績等 | _ |
| | | |
| 1 | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| | 開始期日 | 令和3年6月28日(月)から |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月28日(月)午前9時から |
| | 質問又口勿問 | 令和3年7月 7日 (水) 午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月12日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 |
| | .亚及0人四万四 | 証金 証金 |
| その | 他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該 |
| C V IIE | | 資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提 |
| | | 出すること。 |
| 業務担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| \(\sigma_1\)\(\si | | さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課 |
| | | 電話 048-829-1259 |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| ><\u0.41→ → M\u0.41 | | さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | 電話 048-829-1180 |
| | | 地川 ひまり りとり 1100 |

さいたま市告示第1045号

さいたま市証明書交付システム機器賃貸借(馬宮支所外11か所)について、次のとおり一般競争 入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167 条の6の規定に基づき公告する。

令和3年6月28日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市証明書交付システム機器賃貸借(馬宮支所外11か所)

(2) 履行場所

さいたま市西区大字西遊馬236番地2 外

(3) 数量 • 特質等

ア 数量 12台(各所毎1台)

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等) (以下「名簿」という。)に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。交付の方法は手交又は郵送とする。郵送を希望する場合は受付先に連絡すること。手交を希望する場合は受付先にて直接手交する。

(1) 受付先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部 電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月12日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD - ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」と

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日におい て確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

※郵送の場合は令和3年7月12日(月)必着

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和3年7月16日(金)までに交付するものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月21日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月21日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市市民局区政推進部 電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま 市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。 https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p073963.html

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1046号

さいたま市学習状況調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年6月28日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市学習状況調査業務

(2) 履行場所 委託者が指定する場所

(3) 業務概要 仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年8月31日から令和4年3月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「その他の検査・測定・調査」、業務「電算」の受注希望業務「システム・プログラム開発」又は業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会等からのプライバシーマーク (JISQ15001) 付与認定を受けている者であること。
- (5) 過去5年間において、さいたま市以外の地方公共団体と学習状況調査事業(採点、印刷、集計、 配送)の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町 6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所担当 調査研究係 電話 048(866)4391

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月14日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年7月26日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月18日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

アー日時

令和3年8月18日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課 電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所電話 048(866)4391 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて 閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1047号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月28日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区原山一丁目113番7、113番10、113番11、113番12、113番 13、113番23、113番24、116番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市中青木二丁目13番21号

青木信用金庫 理事長 清水 博司

3 許可番号

令和3年3月30日

第 変 - S 2 0 2 0 0 7 3 号

4 検査済証番号

令和3年6月25日

第 完 - S 2 0 2 0 0 7 3 号

さいたま市告示第1048号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月29日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市緑区大字中尾字駒形1268番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号令和3年6月8日第変2S2O2O058号
- 4 検査済証番号 令和3年6月28日 第 完 - S 2 0 2 0 0 5 8 号

さいたま市告示第1049号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年6月29日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 送達をする書類
 - (1) 差押調書(謄本)
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 (省略)
- 3 その他
 - (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
 - (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048 (646) 3043